

教 育 こ ど も 委 員 会 記 録

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年7月21日（火）午後1時0分～午後5時13分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（教育委員会）

1. 陳 情 第 214 号 いじめの隠蔽防止と迅速な解決に向けた、実効性ある「いじめ防止対策条例」の制定（または改正）を求める陳情

（こども家庭局）

1. 陳 情 第 209 号 神戸市が、長年に渡り、児童福祉法に基づき、児童養護上児童相談所に入所させた全児童の幼少期の成育歴や逆境体験・虐待の連鎖・PTSD・障害特性等や症状の併存の診断・治療・支援の実態及びケア職員不配置の実態並びに児童監禁等による二次・三次障害や人権侵犯等の不正監査に関与した局に対し、外部専門委員会設置による真実の確認と調査・検証による行政対応を求める陳情

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	上 畠 寛 弘			
副委員長	萩 原 泰 三			
委 員	浅 井 美 佳	上 原 みなみ	平 田 正	さとう まちこ
	か じ 幸 夫	味口 としゆき	吉 田 健 吾	村 野 誠 一
	菅 野 吉 記			

議 事

（午後 1 時 0 分開会）

○委員長（上嶋寛弘） 皆様、こんにちは。ただいまから教育こども委員会を開会いたします。

本日は、陳情の審査のためお集まりいただいた次第でございます。

まず、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、新しい自民党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので許可したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） 御異議がありませんので、許可することに決定をいたしました。

次に、本日審査いたします陳情第209号及び陳情第214号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がございましたので、陳情第209号につきましては、こども家庭局審査の冒頭に、陳情第214号につきましては、教育委員会審査の冒頭に、それぞれ口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） では、決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（教育委員会）

○委員長（上嶋寛弘） これより教育委員会関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。陳述の際は、最初にお住まいの区と御氏名をおっしゃっていただきまして、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第214号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の龍田さん、発言席へどうぞ。それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 西区の龍田章一と申します。今日も一緒に息子が来ていますけれども、今現在、この神戸市において、いじめで苦しんでいる子供たちがたくさんおられます。その中で本来であれば、いじめ防止対策推進法、ガイドライン、そして教育委員会のつくる指針、学校対応方針に基づいて行われるべきものでありますが、ただ、私の子供が行っている学校においては、いじめ防止対策推進法を管理者が知らない。そういった事態の中で学校に行くことすらできず、自殺未遂までした次第がございます。やはり、この神戸——僕自身もずっと神戸で暮らしてきましたけれども、やはりこの神戸が日本の先頭に立って、教育、そして地方公務員、そうしたものの改革へと取り組んでいくべきだというふうに感じております。

特に少子化の流れがありますが、いじめ、これは命に関わる、本当に真剣に考えていかないといけない。特にこの神戸市で1人も自殺者を出してはいけない、未成年による自殺の子を出してはいけない、そんな思いも私たちにはあります。親は必死に、寝ずに、仕事も辞めたりして子供を見ているところではありますが、やはりこのいじめ防止推進法、地方公務員法などの違反、そういったものがあるというところにおいては、この神戸市において、いじめは絶対に許さないんだと、そうした教育委員会の覚悟、教職の覚悟、そして市議会の皆様の覚悟、そうした意味で、

本日、この陳情をさせていただきました。

本当に子供たちは学校に行きたい、けどもその学校に行くことすら怖い。いじめ防止推進法があって、中にはガイドラインは法律ではないから守らなくていいといった、こういった発言も私のところに、この神戸市教育委員会管轄において、教育主事から発言を受けたという相談もありました。こんな神戸市でいいのかと。そうではなくて、子供たちが明るく、前向きに夢を持てる、そんな社会へと切り替えていく、変わっていくのは、この神戸市、政令指定都市としての使命ではないかと思い、本日、皆様に御議論いただきたく今回陳情をさせていただきました。

何とか学校へ行かせたい。そういった安全対策の確保などを皆様においても、一度考えていただき、教育委員会のほうでも考えていただき、いじめ被害者を守るんだと、そういった神戸市へとさせていただきたく陳情させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（上島寛弘） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

それでは、陳情1件について当局の説明を求めます。

竹森事務局長。

○竹森教育委員会事務局長 よろしくお願ひします。

陳情の説明に入ります前に、本日、報道のございました教員の逮捕について、少し御報告させていただきます。

昨日ですけれども、本市の教員が、商業施設において盗撮の疑いで逮捕されたという報道が本日ございました。私どもも、これを報道で知った状況でございまして、今現在、直接事実関係の確認が取れてない状況でございます。ただ、市民の皆様には不安と御心配をおかけしているのは事実でございまして、その点については本当に申し訳なく思っております。申し訳ありません。今後ですけれども、警察の捜査、それから事実関係を確認いたしまして、厳正に対応してまいりたいと考えてございます。

それでは、着座にて失礼します。

それでは、陳情第214号いじめの隠蔽防止と迅速な解決に向けた、実効性ある「いじめ防止対策条例」の制定（または改正）を求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は、1点目、重大事態認定の裁量権排除と自動認定の義務化。2点目、第三者委員会の首長部局への設置による完全独立化。3点目、調査プロセスの期限設定と、被害者側への情報開示の義務化。4点目、いじめ隠蔽・不作為に対する厳格な処分の明文化、以上の4点を組み込んだ、いじめ防止対策条例の制定を行うことを求めるものでございます。

いじめを認知した場合には、いじめ防止対策推進法及び国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインのほか、本市では神戸市いじめの防止等のための基本的な方針を策定するとともに、神戸市いじめ対策のための実施プログラムを定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めております。

1点目についてでございますが、児童・生徒、保護者から重大事態の申立てを受けた場合には、いじめ防止対策推進法及び国のガイドラインに基づき、原則として重大事態が発生した可能性があるものとして対応し、市長へ報告を行っております。

次に、2点目についてでございますが、法律上、重大事態調査は学校の設置者または学校が行うものとされております。また、事案の特性等に応じて、学校主体の調査組織に専門的知見を有する外部委員を加え、客観的な事実認定ができる体制を構築し、調査を行っております。

次に、3点目についてでございますが、事案の内容や被害状況、関係者の数などは案件ごとに大きく異なることから、画一的な期限を設けることは難しいと考えておりますが、法令及び国のガイドラインに基づき、教育委員会や市長への報告、また調査組織の設置について可能な限り速やかに対応しております。調査過程における議事録や調査報告書等の開示請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき対応しております。

次に、4点目についてでございますが、いじめに関して適正な報告、対応を怠った教職員に対しては、地方公務員法、その他の関係法令に基づき、個々の事案ごとの事実関係等を踏まえ、懲戒処分の対象として厳格に対処しております。

以上のように、いじめの重大事態に対しては、法令等に基づき対応しておりますことから、現時点で教育委員会として国の考え方と異なる条例の制定が必要とは考えておりません。

以上、陳情1件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上畠寛弘） 当局の説明は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、陳情第214号に係り、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） ちょっと予定してたことと違うことも聞かないと、今、口頭陳述聞きましたんで。今の当局の説明は、法に基づいてきちっとやってますよという説明なんだけど、陳情者が言われたのは、それを管理者という——校長とか学校関係者だよね、が知らないという中で起こってるということを言われたんで、これちょっとほっとけないなと思いました。この学校関係者に、こういう法やガイドライン、それから神戸市の指針ですよ、こういうことの徹底はどういうふうにされているのか、まず御説明いただけますか。

○西川教育委員会事務局部長 ガイドラインあるいは法律の周知ということでございますけども、これはもう間違いなく全小・中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園も含めてですけども、周知しております。

○委員（味口としゆき） だとすれば、この陳情者が言われてる管理者が知らないとかいう事態というのは、これは事実なんですか、どうなんですか。

○西川教育委員会事務局部長 具体的にその発言があったかどうかは、ちょっと確認をしてみないと分からないですけども、その学校長及び管理職が知らないということは、まずないとは思いますが。

○委員（味口としゆき） だとすれば、陳情者がこういうふうに議会に陳述されたわけですから、これはやっぱり詳細な調査を、やっぱり教育委員会としては僕はやってほしいなというふうに思うんですが、いかがですか。

○西川教育委員会事務局部長 いじめの重大事態として——疑いも含めてですけども、重大事態として認識しまして、調査を進めていくという段取りにしているところでございます。

○委員（味口としゆき） ちょっと分かりにくいんだけど。このことを受けて、きちっと調査もするということだよね。

○西川教育委員会事務局部長 はい、そうでございます。

○委員（味口としゆき） 分かりました。それも厳重にやっていただきたいと思います。

それからもう1つは、このガイドラインは法律でないから守らなくてよいというのは、教育委員会関係者がそんな発言した事実はあるんですか。

- 西川教育委員会事務局長 そのことに関しましても、きっちりそんな発言があったという事実は確認はしていません。
- 委員（味口としゆき） そんなら事実の問題として聞くけども、ガイドラインというのは法律でないから守らなくてよいという認識はないですね。
- 西川教育委員会事務局長 ガイドラインに沿って丁寧に対応していくという認識でございます。
- 委員（味口としゆき） 分かりました。そんなら、ちょっと説明で分かりにくいというか、1つはいじめ防止対策推進法では、重大事態への対処というのは、学校側がまずやるんだということになっていると思いますが、どういうふうにもまず、重大事態かなど。重大事態でなくても、そのおそれがある場合は、どういうふうに進めるのか、まず一般論としてお答えいただけますか。
- 竹森教育委員会事務局長 この重大事態への対処につきましては、法律に明記されてございます。要約して申し上げますと、重大事態が生じた場合は、教育委員会または学校が速やかに調査組織を設けて、事実関係を明確にするための調査を行うこととされてございます。また、その調査を行ったときには、いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して、事実関係等の必要な情報を適切に提供するものと、そういったことが明記されてございます。
- 委員（味口としゆき） 僕も法律は見ましたんで、そういうふうになってるなと思うんですが、その陳情者の文章で見せたらうと、そりゃ学校、教育委員会の主観的判断を挟まずという、こういう要望があると思うんです。こういうことは法律上は可能なんですか。
- 竹森教育委員会事務局長 この教育委員会の主観的判断を挟まずにということですから、法において、この重大事態の疑いの段階で、調査の実施に向けて動き出すことということとされてございます。このガイドラインにおきましても、児童・生徒や保護者から重大な被害が生じたという申立て、これがあつた場合には重大事態が発生したものと、調査等に当たることと示されてございまして、本市としてもそのように取り扱っているところでございます。
- 委員（味口としゆき） 分かりました。だから、重大事態かどうかは分からなくても、保護者や、生徒でもいいと思うんだけど、児童から言われた場合は重大事態として対応を始めるっていう、そういう理解でよろしいですね。
- 竹森教育委員会事務局長 はい、おっしゃるとおりでございます。
- 委員（味口としゆき） それからもう1つは、これ市長への報告の問題です。これは法律、いじめ防止対策推進法の30条で書かれていることで、教育委員会の説明もこのとおりだと思うんですよ。長に報告しなければならないということなので。陳情者が主張してる市長に報告することを義務づけるっていうのは、現在でもされてるんじゃないかなというふうに僕は理解しているんですけど、違いますか。
- 竹森教育委員会事務局長 この点ですけども、法律におきまして、重大事態の発生及び調査結果について、地方公共団体の長に報告を行うことが義務づけられておるところでございます。
- 委員（味口としゆき） 分かりました。それも確認です。
- それから、もう1つ、第三者委員会の問題です。これは、まず教育委員会の下で第三者委員会が開かれるんじゃないかなと、法律的にね、なんですが、この陳情者が言われている首長直轄の附属機関ということは、法律上できるんですか。
- 竹森教育委員会事務局長 この法律及びガイドラインでは、この重大事態の調査につきましては、教育委員会または学校が行うものとされてございます。調査の結果ですけども、再調査が必要ということで判断される場合におきましては、市長が設置する附属機関によって再調査を行うこ

と、そういったことが規定されてございます。

- 委員（味口としゆき） だから、必要だといった場合は再調査でいくということだと思うんですが、恐らく教育委員会の附属の第三者委員会では、教育委員会の意向が働くんじゃないか、学校側の意向が働くんじゃないかっていうことかなと思っているんです。

それで、第三者委員会の独立性というのは、教育委員会に附属している下でどういうふうに担保されているのかっていうのは、ちょっと御説明いただけますか。

- 竹森教育委員会事務局長 この調査の主体でございますけれども、必要に応じて外部委員、それから専門家を加えることが可能ということになってございます。本件事案におきましても、そのように対応しているところでございます。

- 委員（味口としゆき） ですから、教育委員会の人間が判断するんじゃなくて、弁護士とか、精神科医とか、専門の人を入れて独立性を担保してるっていう理解でよろしいですね。

- 竹森教育委員会事務局長 今回、調査主体でございますけども、学校の組織に第三者として外部委員、専門家が加わって、その中で調査を行うということにしてございまして、その中で中立性、公平性を担保しているということでございます。

- 委員（味口としゆき） 分かりました。

もう1つは、墨塗り、黒塗りの問題で、僕は、ここはちょっと疑問があるのかなんですよ。当局の説明は、個人情報保護法に基づくものなんだということなんですけど、これ過去、竹森さんもそのときも教育委員会にいらっしゃったから、このやり取り覚えていらっしゃるんですけど、必要以上の墨塗りがあって、あのときは教育長は別の方でしたが、ちょっと塗り過ぎだろうということで、改めて出したっていうことがありましたよね。だから、同じ個人情報保護法に基づくものでも、教育委員会の判断で墨塗り範囲が増えたり、減ったりするというの、これは僕、ちょっと違うと思ってるんですが、その辺はどう考えておられますか。

- 竹森教育委員会事務局長 この情報公開でございますけれども、これは以前にも議員から御指摘いただいたことを、私も記憶してございます。この情報開示に関しましては、当然ながら法律及び条例に基づいて判断を行っているところでございます。もちろん開示請求のあった時点で判断が変わったり、それから請求者、あるいはその事務処理を行う担当者によってその判断が異なると、そういったことはあってはならないものと考えてございます。実際に業務を行う中で、やっぱり判断に迷う場合もございます。そういった場合は、市長部局、市民情報サービス課とも相談しながら対応しているところでございます。個別の事案に応じて対応していくことではございますけども、やはり原則開示という趣旨、これを踏まえた上で適切に対応していきたいと思っております。

- 委員（味口としゆき） それはね、やっぱり厳格にやってもらわないと、何が書いてるかももうさっぱり分からない場合がありますから、これでは開示したことにならないと思うんで、今の答弁に従って、必要だったら法規の担当に、どこまで可能なのかっていうのはよくすり合わせもしていただいて、やっていただきたいなと思います。

最後ですね、陳情者が言われている、いじめの隠蔽とか不作為に対する厳格な処分の明文化の問題ですが、まず、いじめの隠蔽などということが、教育委員会や学校関係でないことが僕は前提だと思ってます。ただ、こうした行為を行った職員への処分は、今どう規定されてますか。

- 竹森教育委員会事務局長 これにつきましては、教育委員会において懲戒処分の指針を定めてございます。いじめに対する不適切な対応について、その中で処分の基準を設けているところでござ

ございます。細かくは申し上げませんが、万が一でございますけども、いじめに教員が加担するようなことがあった、いじめを助長するようなことがあったと、そういった場合には、当然、免職も含めた処分の基準になってございます。ただ、そこまで至らなくても、状況を認識していたにもかかわらず、適切な対応を怠ったということがあれば、停職も含めた処分ということで規定しているところでございまして、これに基づいて私どもも厳正に対応を行っているところでございます。

○委員（味口としゆき） 分かりました。やっぱり今日の口頭陳述を聞かせていただいて、やっぱり管理者が知らないとか、こういう問題で、やっぱり不信感を持たれてるっていうのは、本当、そのとおりかなというふうに思いましたんで、ぜひ陳情者の皆さんが置かれている状況に、ぜひ心を寄せた対応を、教育委員会としても行っていただきたいなと思います。要望して終わります。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

○委員（村野誠一） 先ほど、国の考えと異なるという条例化についてはできませんみたいな答弁というか、説明があったと思います。そら国がやったらいけないということは、当然できませんけれど、改めて国の考えと違うところを分かりやすく説明していただきたい。恐らくこの1、2、3、4のうちの2の部分、先ほどやり取りあったけれども、一発目のその調査を市長部局にぶら下げるということは、国の決めてるガイドラインとは対応が異なるからという、その部分なのかなというふうに思うんですけども、もう1度御説明をいただきたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 冒頭も説明させていただきましたけども、まず申立てを受けた場合については、もう既に法律に基づいて重大事態が発生した可能性があるものということで対応してございます。

それから2点目、特にこの2点目でございますけども、調査主体を最初から首長部局に設置すると、こういったことは国のほうで想定されてないものでございまして、私どもとしましては、法律上、教育委員会または学校が行うものとされてございますので、それに基づいて対応していきたいと考えてございます。陳情書で見る限りは、このあたりが国の考え方と異なることかなと思ってございます。

○委員（村野誠一） だから、最後に国の考え方と異なる条例化はできませんみたいな、殊さら強調されてたんでね、お聞きしました。他都市で、政令市で条例化をしているところも幾つかあると思いますけれども、ちょっと御紹介をいただきたい、全て御紹介、条例化しているところを教えてください。

○竹森教育委員会事務局長 私どもが今把握をしてございますのが4市でございまして、さいたま市、それから京都市、相模原市、仙台市でございます。

○委員（村野誠一） 政令市の中からはすると、条例化してないのは神戸市だけなんですよみたいなことではない。政令市の中で条例化しているのは4市ということですから、ほかの政令市のほうが圧倒的に条例化自体はしてない。じゃあ、この4市、もし皆さん御存じだったら教えてもらいたいんだけど、その条例化をした経緯、なぜ条例化をしたのかということ。これ一般的には、これ私、それぞれの市に問合せをしてみせから知りたいんだけど、恐らくこのいじめに対する取組を強化したいと、または市民の方々、または子供たちにも含めて、市を挙げて条例化ということで、強いメッセージ、強い取組をしっかりと。当然、その具体的なものを担保するために条例化した、条文にして条例化したと、根拠を持つということは当然ですけども、そういったこともあったのかなと。または、何か個別の立法事案というか、こういうことがあって、

今までは対応できなかったけれども、改めてそれをより強力に取り組むために条例化をしたとか、もし知っていたら、4市ですから、教えてください。

○竹森教育委員会事務局長 この4市のうち、さいたま市、京都市、相模原市、この3市につきましては、この条例を制定したのが平成26年度中でございます。これ、いじめ防止対策推進法が25年9月施行しておるんですけども、それに合わせて、この3市につきましては地域社会全体でいじめ防止に取り組むこと、こういったことを大きく打ち出すために条例化されたということで、私どもは認識しております。もう1市、仙台市でございますけども、仙台市につきましては平成31年施行でございますが、やはり趣旨としては、市を挙げていじめ防止に取り組んでいくということを打ち出すということで、制定されたのではないかなと認識しております。

○委員（村野誠一） 御答弁でもあったけれども、地域社会全体でとか、市を挙げてとか、少なくともこの条例化、条例には、もう釈迦に説法ですけども、理念条例みたいなものも今まで神戸市会もつくってきました。この理念条例というのは、先ほど言ったように、スタンスを市民に対してきちっと明確に、強いメッセージとして皆さんに伝えていくということですよ。

改めてお聞きしますけど、この神戸市におけるいじめの数の推移ですね、この複数年の推移を聞かせてください。認知件数が積極的に神戸市は、過去のいじめの問題もあって、積極的に認知をしていくということで、数のボリュームがそこからぐっと上がっている。だから、それは決して恥ずべきことではないと、これは私は理解はしています。過去にもそういう発言もしてます。

しかし、じゃあ実際に現状増え続けているのか、横ばいなのか、皆さんの努力によって減少に転じているのか、ちょっとその辺、お伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 今、手元にある数字でございますけれども、神戸市全体のいじめの認知件数でございますけれども、平成28年度が約4,000件程度でございます。これが、もう議員おっしゃるように、一時期コロナの対応の頃、少し減った、これは子供同士の関わりが少し減るからということだと思いますけれども、そういった時期はございますけども、やはり傾向としてはかなり増えている傾向でございます。直近、令和6年度の数字で申し上げますと、1万1,750件、3倍近くになっている状況でございます。

○委員（村野誠一） 私も改めて数聞いて、そこまで膨らんでいるのかというのが率直な印象です。この数字だけ見ると、先ほど申し上げたように、いじめの認知を積極的に目を――私、前回もアンケートについても無記名で、とにかく可視化していくんだと、ちょっとでも可視化をして速やかに対応するんだと、そういうことが大事だということを申し上げたけれども、それでもやっぱりこの数、増え続けている数というのは、私も何かほかにできることがあるのであれば、やはり取り組むべきだったなというふうに思いましたね。

皆さん方が、先ほどちょっと陳情とかのやり取りの中で、管理者がそのガイドラインを知らなかった、これは私は裏取れてるわけではないので、本当に知らなかったのかどうなのか分かりませんけれども、しかし、私も長いこと市会議員やってますけれども、決まっていることを現場で職員がどこまでそのことをしっかりと認識して対応できているかというのは、この教育委員会だけではなくて、全ての局であり得ることです。

そういった意味で、より今までばらばらに、このいじめに対してやってきたこと。だから、少なくともやってることは、それぞれやれてるんですけども、それを1つにまとめて、さらにブラッシュアップして条例化をして、しっかりと市民に、または学校現場、先生方、また子供たちへの、神戸市教育委員会としての、いじめというものについての取組、それからいじめというの

は駄目だよと、改めてその強い打ち出しということ、これ減っていつてますということであれば、もう今のやり方で問題ないということなんだろうと思いますけれども、3倍に増えてることですから、ひとつ私は、この条例化することについては、何らデメリットはないんじゃないかなというふうに思うんですけど、仮に国の決めたことでないことはできません、これはよく分かってますけれども、ある種、神戸市教育委員会がやってきたことをしっかりと条例化をして、新たに位置づけて打ち出すということは、このいじめについてデメリットがあるか、お伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 デメリットがあるかどうかということでございますけども、先ほども申し上げましたように、4市につきましては、地域社会全体でいじめ防止に取り組むということで、それを明確に打ち出すという一定の意義がございます。条例化することで何かデメリットについては、特に私、思い浮かぶものはないのかなと思ってございます。

○委員（村野誠一） だと思えます。私はメリットしかない、強く打ち出すメッセージとしてね。議会もそうです。このいじめの問題について議決をして、市を挙げてこのいじめに対して改めて強い取組を、決意を示していくと。市民にも理解してもらおうと、学校現場、子供たちにも、改めて認識をしてもらうということは、大事なことなんではないかなというふうに思います。

最後に、先ほどの黒塗りの部分とかね。これ基本的には、どこまでいっても情報公開法、またそれと同じ運用をしている情報公開条例で運用されるんだけど、これについても私も市長とのやり取りも本会議でもしたけれども、時代の、昔はだからそれで黒塗りしてたけれども、これはおかしいんじゃないかと。これ黒塗りおかしいんじゃないかと。確かに私もおかしいと思いましたと。または、時代とともに運用を変えますとあって、やはり変えることもあるわけです。変わってくることもあるし、また先ほどのやり取りがあったけれども、やはり職員によっては過剰に黒塗りで、それがやはりいろいろと指摘とか不服申立てによって、改めて開示されるということも、もう繰り返しありますから、そういう意味で、最後、どこまでいったって出ないものは出ないけれども、しかし、改めて原則、先ほど事務局長がおっしゃった、原則開示をするんだということ、しっかりと明文化すると。このいじめについて特に、隠蔽と誤解されることがないように、教育委員会も過去そういったことをいろいろとやってきたわけですから、そういう誤解がないように、再度、改めてそういうことを明文化するということは、私は意義のあることだというふうに思います。

このいじめの不作為に対する厳格な処分、これも実際に基本的にはその懲戒指針に基づいて処分されることだけれども、しかし、改めてそれをいじめについて明文化して、職員というか、このいじめを扱う方々に強く、さらに認識をして職務に当たっていただくということは、意義があるというふうに思いますので、その辺、明文化することには意味がないというふうに考えるのか、確かに明文化すること——これもメリット、デメリットかも分かんけれども、明文化することによってのデメリットのようなマイナス的な効果というか、そういうものはあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 議員のおっしゃるのは、例えば条例を設けて、その中でいじめに対する、いじめ関係の情報公開について明文化をすべきと、そういった御趣旨かと思います。条例につきましては、先ほども申し上げましたように、一定意義があるものと私としては思っております。そのいじめの事案に関する情報公開のみを、そういった別の条例で規定することが適切なかどうか、このあたりにつきましては、少し市長部局とも相談が必要かなと思います。いずれ

にしましても、今すぐにいじめ条例をつくりますとは、なかなかちょっと申し上げにくいんですけども、教育委員会の中で一度議論をしてみたいと思います。いずれにしましても、条例をつくる、つくらないに限らず、いじめ防止の対応については、しっかり教育委員会として取り組んでいきたいと思ってございます。

○委員（村野誠一） 私が先ほど申し上げたのは、そういうことです。仮に条例化したときに、そもそも情報公開条例というものがあるけれども、このいじめについては当然原則——情報公開条例も原則公開ですから、その原則公開という趣旨をしっかりと踏まえて公開をしていくということのを改めて明文化することは、明文化したらいけないということにはならないと思いますから、その辺、研究していただきたいというふうに思います。その辺かな、その程度かな、そしたらこれで終わります。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。
（なし）

○委員長（上島寛弘） 他になければ、私から質疑させていただきますので、副委員長と交代します。

○副委員長（萩原泰三） それでは、上島委員長と交代します。上島委員長。

○委員長（上島寛弘） 先ほど4の項目のところで、懲戒処分についての質疑応答、やり取りございました。指針もあるということでございますが、今までもこれに基づいて懲戒処分というものは実際に運用されてきたのか、このあたりを教えていただきたいということを、ちょっと御答弁いただけますか。今まではそれは特に例としてはないんですかね、前例は。

○山出教育委員会事務局副局長 すみません、ちょっと手元に全ての過去の懲戒処分の事例が手元にございませんで、正確なことは申し上げられませんが、記憶の範囲では、いじめで加担したとか、そういった中で懲戒処分をしたことはなかったように記憶してございます。また戻って確認した上で御回答させていただけたらと思います。

○委員長（上島寛弘） 懲戒処分があれば、我々議員に対しても情報共有していただいておりますので、私も——私、まだ3期だけですけれども、記憶の範囲ではそういった処分はなかったのかなというふうに思います。一方で、もし前例があれば、指針であったとしても、ある意味、この懲戒処分というのは比例原則、平等原則というものがございしますから、行政法上はこれが拘束性を持っているので、条例化をせずとも、ある意味、指針ではあるけれども、指針に基づいて処分したというこの実態自体が1つの拘束性を持つ——判例と同じですよ——そういったものがあるのではないかなというふうに思ったところであります。

この指針の内容自体はどうなんでしょうか。他に比べて厳格なものであるのか、それは当然、ほかとのバランスとかも、懲戒処分でございますから考えるべきであるとは思いますが、このあたりは内容として、懲戒処分としては妥当性のあるものなのか、さらにやはり停職とかではなく、免職も含めた厳しさを置くべきやとも思いますし、厳しい内容としておいたほうがいいんじゃないかなとも思うわけです。

教員が児童に関するいじめに加担はしてなかったとしても、教員同士の、かつていじめというものもあった、恥ずべきこともありましたし、そういったあたりで、この指針の内容についての強弱というか、内容が甘いものか、厳しいものなのか、そのあたりはいかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 この懲戒処分の指針でございますけれども、いじめの項目も含めまして、常に他都市と状況を比較しておるところでございます。私ども、このいじめの部分がどうか

ということは、ちょっと今、手元、情報ないですけども、全体として他都市と同程度、もしくは厳しい指針になっていると認識してございます。ただ、やはり時代変わりますので、時代の変化、そういったところをやっぱり捉えながら、常に見直しは必要と思っておりますので、今後もその姿勢で取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（上島寛弘） 分かりました。ぜひお願いしたいというふうに思います。

この指針の内容というのは、今、常に比較しながら、要は時代に合わせてきっちり更新もするということでございますけど、管理運営事項ということなのではないでしょうか。要は、懲戒処分の内容を厳格化する場合というのは、通常であれば、これまでやったら停職であったものを、今後、免職にしますとか、降職にしますという、厳格化する場合は、これは要は労働者側との合意というのは要らないもので、管理運営事項として運用できるものであるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 基本的には任命権者が行うべき判断について基準を示したものでありますので、私の認識としては管理運営事項として取り扱っているものと考えてございます。

○委員長（上島寛弘） 承知いたしました。ぜひお願いいたします。

あともう1点でございますが、1番の自動認定の義務化というようなところができるかどうかというところでありまして、自動認定のこの義務化というものが、やっぱりなかなか濫用のおそれがあるのではないかなと。当然ながら個別具体的ないじめに関して、本当に深刻ないじめであれば、きっちりと対応しなければいけないものもある一方で、ちょっと中には私がこれまでに聞きたいじめの中には、本来であればいじめ加害であったり、そういったものを受けてないのにもかかわらず、これを殊さらにそれを、冤罪というような、犯罪ではないですけども、いじめはなかったのにもかかわらず、これを殊さら、いじめだ、いじめだというふうに一方側の親が学校に対してかなり強く言って、これは本当にいじめであったのか。いじめの中にも、いじめの防止法律に基づく定義からいうても、例えば暴力、暴行とかそういった犯罪に該当するものもあれば、心理的なそういった負担に感じるものもいろいろありますけども、なかなか濫用とか、そういった自動認定をすることによって、本来であればこれはいじめ認定されるものではなかったり、例えば暴力、暴行ではなかったというような、そういったところの判断ミスというものが発生してしまわないかというような懸念があるんです。

だからこそ私は、どちらかというと、このいじめというものは、いじめというふうに矮小化されているけれども、私は、先日、3月やったかな、教育委員会から警察に対しての通報とかももしかしたらやりまして、これは、教育委員会が学校現場に対して流され、保護者に対してもあれば共有されてますよね。ですから、私はもういじめというのではなく、もう殴る、暴行、暴言、言葉も含めて、名誉毀損、侮辱罪、暴行罪ですから、警察にどんどん介入してもらったらええやないかというふうに思うんです。

だって、教員に捜査権ないわけですよ。じゃあ、被害者児童、被害者生徒が、こういうことされましたって言いますよね。当然ながらそれは先生動かれます。動いたときに、じゃあ、これはあんたやったんかと、あなたしたのかというふうに聞いたときに、当然、加害者側からしたら、自分の身を守るために、そんなんしてませんとか、口籠もるとか、そういったことあるんですよ。じゃあ、取調べみたい部屋に閉じ込めて、何十時間も取調べできるわけじゃないですか。そういったことも別にできるわけもなく、そんなことしたらもちろん人権問題になりかねないことで、それを教員の方々がやること自体が、そもそも捜査権もないのに、これ本当に、結局この

いじめに関しての法律もかなり不足している部分があると思うんです。

それゆえに、今の自動認定にしても、学校として、第三者委員会としての調査もかなりしっかりやっているとありますよ、あるけれども、やっぱり警察が介入すべき問題であるというふうなところで、どちらかというところの徹底をしたほうが、ある種、教員の、言った、言わないの論争で、言っていない、やっていないと言われてしまったら、もうこれ以上の追及のしようがない。おまえやったやろとも言えないっていうところが実態としてあるから、私は、ここの自動認定ということに関して、少なくとも第三者機関としてやったとしても、それはいうたって市長部局なり神戸市が設置することになりますから、結局は神戸市内の枠外には存在しないわけですよ。神戸市の中の枠組みになるわけなので、ここは私は、この自動認定のリスクと、あとは警察に対して柔軟にもっと介入して——通報はどんどんすればいいというふうに思います。だって、それはもう既にそこに刑事事件として、社会で言うたら刑事事件としても取り扱われるような被害者が存在しているわけですから。このあたりに関してどうですか、御答弁いただけるようなら御答弁いただきたいと思いますが。

- 竹森教育委員会事務局長 私どもも、やはり議員がおっしゃる課題意識、認識してございます。今回、この陳情にあります重大事態の認定の自動認定、これと、いじめの自動認定はまた別物と思ってございます。今回、この陳情書にございます重大事態として自動認定をするようにということで、私ども、そういう陳情の趣旨かと思っておるんですけども、これにつきましては、もう法律でそういう立てつけになってございます。児童・生徒、もしくは保護者の方から、大きな被害があったということで、もし申立てがあった場合は、重大事態があったものとして調査をするということが、もうこれ法律なりガイドラインで決まっております。ある意味、自動的に重大事態と認定するというところでございます。ただ、その調査の中で、いや、これはいじめではなかったという結果もあり得ます。いじめがあったかどうかにつきましては、調査を行う中で、調査組織が判断していくということでございます。

非常に立てつけが難しい状況でございまして、私ども、議員おっしゃっていただいたように、今のいじめ防止対策推進法、少しやはり教育委員会、学校現場にとっても、これはまた児童・生徒、保護者にとってもかもしれませんけど、少し課題があるのかなと思ってございます。そのあたりにつきましては、私どもとしまして、国のほうにも引き続き話をしていきたいと思ってございます。いずれにしましても、いずれいじめ防止対策につきましては、先ほど来申し上げておりますように、私ども、しっかり取り組んでいきたいと思ってございます。

- 委員長（上畠寛弘） 表現の仕方、さっき、法律のことをちょっと、今となったら差別用語になるから言いにくいんです、この法律の欠陥というものがあるわけですよ。調査したら、これ結局、判断するのは皆様方になるわけ、皆様方というか、皆様が設置するなり、要は神戸市の枠内での調査になるわけですね。だからこそ警察にもっと介入をしてもらって、促して。あの通知っていうのは、きっかけとしてすごい、私も一般質問でちょうど最後に申させていただいて、その後、教育委員会から出していただいたのが大変心強いものだったと思うんですね。いじめ問題の的確な対応に向けた警察との連携について、お知らせという形で保護者の皆様に出されたわけじゃないですか。いじめの定義をわざわざ、いじめ防止推進法第2条を引用されて書かれて、暴行から不同意わいせつ、恐喝から、結構、こんな内容までというのもしっかりと、むしろ羅列もされて書いてやってるわけですから、警察の介入というのもしっかりとしたほうがいいと思いますし、これは刑事訴訟法上の官吏公吏に関しては告発義務があるわけじゃないですか。告発義務がある

ということを考えたら、別にこの告発義務を果たすという意味でも、当然のことやと思うんです、警察に通報することって。わざわざ何かいじめ防止対策推進法という、国会議員が優秀なのか知らんけど、わざわざ一番下のほうに、重大な事案と認められた場合は所轄警察に通報しましょうみたいな条文つくってますよ。つくってますけど、そんなふうなことをしましょうって書いてたって、結局、行われてないし。何か理念条例にちょっと毛の生えたような無駄な、本当にいろいろな欠陥のある法律なわけですよ。

となったら、警察に対して通報するのは、そもそも刑事訴訟法もあるわけですから、しっかり警察に対しての対応というのはやっていただきたいし、これ教員の負担軽減にもなるわけですよ。これによって、やっぱりどれだけのヒアリングをしたって加害者児童、加害者生徒と思われる人間が、やってませんって言うたら、これ以上やりようがないわけですから。だから、ここをしっかりとやっていただきたいと思うんですけれども、警察のこの在り方、どちらかというともうそこを言われるんやったら、通報するなりしてほしいし、親御さんもこれは、むしろ警察に通報も柔軟にしていいただけたらいいと思うんですけれども、このあたりいかがですか。

○**福本教育長** 私も現場で長いこと生徒指導をやっておりましたので、子供たちがもめごと等がありまして、これはもう犯罪だと、許せないというものについては、もう積極的に警察の介入が必要だと思ってます。私の若い頃のように、大きな声で怒って、そこで処理をするという時代ではもうありませんので、許せないものは、事の大小にかかわらず、しっかりと明確にしていくと。そういう点で、警察の力をお借りするということは大切だと思います。

ただ、いじめについては、先ほどからいろいろ御議論いただけてますが、なかなか本当に現場の感覚でいうと、本当に難しいところがございます。本当に2人の簡単なじゃれ合いから、1人の子供が、たった一言言ったことが、もう一方の子供にとっては非常に嫌なことで、そこから欠席が増えて、これも重大事態になります。で、言ったほうも、そんな気持ちはなかったのにというような形で、まあああいう法律の下でこういう運営をしているときに、学校現場はやはり教育的配慮とか指導とかも同時に併せ持ちますので、やはり子供同士のトラブルというのは、もう本当にいろいろなものがあります。先ほど委員長言っていたように、我々としては、方向としては、もう厳正に対応する。できないものは、本当に外部にお任せする、警察にお任せする。我々がしっかりと教育的配慮をしなければならないものについては、そこは頑張って学校としてもやっていくと。ここは2つ立てると、なかなか教員の働き方改革に逆行するんじゃないかと思われるかもしれないんですけど、やっぱり学校というのはそういうところを明確にしながら努めていかなくてはいかないかなと思います。

本日の陳情の件でございますが、やはり校長が知らなかったんではないかと、主事がそんな話をしたんではないかと陳情者の方はおっしゃってます。そういうふうと思われるようなこと自体が、やはりよくないことでありますので、そこはやはり教育委員会として、この案件についてはしっかりと対応していきたいと思います。

○**委員長（上畠寛弘）** ぜひお願いいたします。でも、警察の介入もしていただいたほうが、スムーズに進むこともたくさんあると思います。ですので、もうこのあたりに関してはしっかりと、これはもう警察案件やなど。法律に照らしたら、構成要件満たしていると思えば、それはもう教育委員会だけで抱える話じゃないですので、ここはしっかりとやっていただいたほうが進むと思いますので、よろしくお願いします。

○**副委員長（萩原泰三）** それでは、進行を委員長に交代いたします。

○委員長（上畠寛弘） どうぞ、村野委員。

○委員（村野誠一） 先ほど、この2番の、一番初めから市長部局にぶら下げられないと。今までそうだけれど、第三者委員会という調査をして、その調査結果に対して、被害者とか、また御家族の方、関係者が納得がいかないと。客観性がないとか、人選が偏りがあるんじゃないとか。結局、この第三者委員会、一発目のこの調査が、より厳正なというか、中立な調査を求める被害の児童、それから保護者に理解されるものでないといけないわけですね。そうしないと、結局――過去にもありましたね、3回ぐらい繰り返して、最後、市長部局の行財政局で兼務した調査委員会が。そうすると時間もかかるわけですね。それをできるだけ、一発目の調査から、先ほど言ってるように被害や保護者、当然、その加害――中立ですから、調査ですから、そういう意味では、よりどれだけ中立、それからそれがきちっと調査をしていただけたっていうことが分かってもらえるか。そのためには、どうもちょっとお聞きすると、自分も調査に加わりたいというような声が過去にあったとか、なかったとかというのを聞いてます。ただ、それは客観性の立場から、被害側の保護者は調査には入れませんか、加害側も同じかも分かりません、そういう意味では。ただし、オブザーバーとして、誰がどんな調査をしているのか。どんな聞き方をして、どういうことを答えてもらっているのかとか、現状の制度のできる限りそういうことも――今までやってるのか、やってないのか分かりませんが、そういうことも含めて、しっかり一発目の調査の、保護者にとりかかるといって、納得していただけるようなさらなる努力をしていただきたい。

私は今回の陳情の趣旨というものは、すごく共感をしてるんです。どうするかは最終、採決のときに判断しますが、重大事態認定の裁量だとか、こんなもん裁量によって重大事態になったり、ならなかったりということは、それは保護者の立場からしたら困る。だから、そういう意味での裁量の排除というのは理解もできるし、先ほど言ったように、結果的に第三者委員会の調査が不十分だと、納得いかないということになると、最後はもう市長部局、一番中立、教育委員会と関係のないところにぶら下げる。だから、より中立性を、第三者的な客観性を担保する方法、ぎりぎりまで追求していただけたらいいし。

それから、3番のタイムリミットを条例に明記すること。この陳情者は、これ今日、陳情文書に条例案、明文化した条例の文章をつくってきているわけではないですから、そういう意味で、我々は趣旨、理解したらいいのかなと思う。だから、私は、これはタイムリミット、具体的に何月何日じゃなくても、先ほどおっしゃった速やかに、可能な限り速やかにやることということが明文化されれば、そりゃタイムリミットが具体的に書けなくても、それは一定調査に時間がかかりますからね、それも改めて、そういう対応もできるのかなというふうに思いますし。最後の4番の、事実を意図的に隠蔽したとか、だからこの辺は懲戒の指針についても、過去に体罰にしても、これでこの処分は甘いんじゃないかとかということ、過去にいろいろと内容と処分、これはもう言われてきてますから、この期に及んでいじめを隠蔽するというようなことについては、今の指針が市民の理解を得られないんだったら、どういうふうにしるというふうには言いませんけれども、より厳格化して、そういうことがないようにということを、ぜひやっていただきたいと。

最後に、要は今回、防災庁が国のほうでもできましたけれど、これも結局、今まで各関連省庁が防災、災害について対応してたものを、1つ防災庁として我が国をしっかりと災害から守っていくんだ、その司令塔をつくるんだという強いメッセージと、このタイミングに合わせて、各関連局、連携をさらに強化してブラッシュアップして、国民に対するメッセージになると思いま

す。そういう意味で、今回、1つのこの条例化ということ、先ほど3倍、令和6年で1,100ですか、しっかりひとつタイミングとしてはいいのかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいということを要望させていただいて終わります。

以上です。

○委員長（上島寛弘） 質問ではないですね。

○委員（村野誠一） はい。

○委員長（上島寛弘） 要望。

他にございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） では、他になれば、この際、教育委員会の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（菅野吉記） 前回の委員会のときにも質疑がございました、桜の宮中学校と大原中学校の統合についてでありますけれども、通学路の安全に絞って当局にお伺いしたいと思います。

過日の保護者説明会では、教育委員会から通学路の推奨ルート案が示されました。学校間は約2.1キロメートル、ルート上には信号機や横断歩道がないと注意を要する箇所が幾つかあると聞いております。通学路の安全性を確保するための信号機や横断歩道の設置権限は県警にあります。が、本市でも令和4年度に信号機の新設を求めた10件のうち、実施はゼロ件だったということです。本年2月24日の本会議で小松副市長も、信号機設置は兵庫県側で難しい状況があると答弁されております。そこで、桜の宮中学校の統合計画を検討する中で、通学路の安全対策について、当局としてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○都築教育委員会事務局部長 桜の宮中学校の小規模対策についてでございますが、本年5月に説明会のほうをさせていただきまして、様々な御意見をいただき、この7月16日と18日に改めて保護者説明会のほうを開催しております。通学推奨ルートについてでございますが、先ほど議員のほうから御紹介いただいた内容で説明したところでございます。保護者からは、例えば通学ルートに街灯を造ってほしいなど、通学の安全を求める御意見もいただいたところでございます。

こちらの統合計画につきましては、このたびの保護者説明会でいただいた御意見を踏まえ、決定していく予定でございますが、子供たちが登校で利用する通学路の安全対策は、とても重要なテーマであると考えております。通学路の安全確保について学校、保護者、地域と協力し、通学路上で注意を要する箇所等の情報収集に努め、道路管理者等の関係機関と積極的に連携を図りながら、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。もう昨今、他都市でもやっぱり通学路での重大事故が見受けられることもあります。どこまでも完璧を尽くすということはなかなか難しいところであろうかと思っておりますけれども、やはり断じて子供たちの命を守る、そういう最善の安全対策をしていただきたい。そして、また引き続き、これは道路と通学路ということになれば建設局、先ほど言いました、ちょっと県警のことも触れましたけれども、様々な連携が必要かと思っておりますので、そうした通学路の安全対策に努めていただきたいと思っておりますので、要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

○委員（かじ幸夫） かじ幸夫です、お願いします。

1学期が終わりました。1年間の例えば学級、クラスづくりとか、学年づくりとか、学校経営

のこの大事な時期を乗り越えられたんだというふうに察しております。この件についてはお疲れさまでした。この学期末なんですけど、ちょっと私自身が、今、学校の各現場でどんなことが起きて、どんな課題があってというのを、ちょっと見聞をしたり調査をしていた際に気づいたことが1点ありまして、それを伺います。

学習用タブレット、いわゆる i P a d の更新作業ということで、これ i P a d が導入されてますね、全ての児童・生徒に。この機種について、今年の11月にOSのアップデートが必要だ、こう伺いました。私も i P h o n e とか i P a d を使ってますので、更新というのは比較的、やりますといってボタンをぷっと押しておけばすっとできると、こんな認識やったんです。本来であれば、その容易にできるものについて、学習用タブレットは初期設定をした時期、いわゆる貸与時期でしょうね、児童・生徒に渡した時期に応じて、一部の機種で初期化をしたり、再設定をしたりって、こういう必要がある。それぞれの児童・生徒個人が保有しているデータなんかの移行作業とかもどうもあるというふうに伺いました。当初、あくまでこれは一部の機種であって、一部、ちょっと抽象的ですけど。大半の機種は簡易に更新できると思っていたようなものが、実際には多くの児童・生徒が持っているものについて、個別に設定作業をしなければならなくなっていると、こういうのをちょっと見かけたんで。

かつですけど、やってるのは現在、教職員の方が児童・生徒に代わってというか、1台ずつ設定をしているようなんですけど、児童・生徒のプライバシーのこともあるので、教職員が勝手に預かって、勝手に自由な時間にやるというよりは、児童・生徒も同席の上で、その中でこの更新設定作業をやってるっていうふうにも聞きました。プライバシー保護というのもありまじょうし、そのやり方についてはそうなんでしょうけど、1台当たり早くて10分程度で、学校環境——これは僕は昔から思ってますけど、W i - F i の環境がどうも波がよろしくない部分もあるようなので、そういうところで10分じゃ到底収まらないと、こういう長時間作業をしなければいけないというような事例も聞いてます。

やはり、このことでこの学期末の教職員の皆様の負担というのは大きいんだ、これは現場の声として伺いました。ちょっと疲弊をしてるんだということを伺ってます。このような作業が必要やというのは、市教委として、これはもう導入時期からもうこれ知ってたのか、どの時期に知ったのか、もしくは今後、どのように対応していくんかというのをお聞かせください。

○山出教育委員会事務局副局長 学習用タブレット i P a d のOSのアップデートに関して、まずちょっと現状、状況を御説明申し上げたいと思います。

おっしゃるとおり i P a d につきましては、定期的にOSのアップデートというのを実施する必要があるという状況でございます。これにつきましては、通常は自動的に、おっしゃるように、スマホとか通常の i P a d のようにアップデートされるのですが、それが正常に実施できない端末があるということが判明しまして、その改善のために端末—— i P a d の初期化、それから初期化を一旦しますんで、さらにその後の再設定というのが必要となっている端末があるという状況でございます。

この知った時期なり原因でございますけれども、今年度なりに i P a d を、前の W i n d o w s 端末から i P a d に端末を切換えをいたしました。そのときに i P a d を入れるに当たりましたが、まず端末を初期設定をしてから——キッティングと申しますが、学校で使えるような状況にしてから学校に送るという作業になります。ですので、その初期設定をする段階で、 i P a d を製造してますアップル社から、端末を初期設定する事業者への指示が正確に伝わってない部分

で、先に設定をスタートを始めた端末につきまして、そのアップデートが自動的になされないというのが、初期設定の途中の段階で判明したという状況でございます。それが配備している段階、初期設定をしまして、一部学校にも送り始めた段階である昨年の12月に判明をしたという状況でございます。その昨年の12月時点で、半数以上の端末が設定を完了しておりまして、そのうちの一部、8,000台ぐらいなんですけれども、それも学校にもう既に送っているという状態でございます。

その時点で対象となる端末を回収しまして、初期設定、再設定してから、もう一度送り返そうとすると、回収してまた初期設定して送るという形になりますので、そこまでしてしまうと、端末の配付自体が遅れて、学習環境に影響を及ぼす可能性もありましたことから、まずそのOSのアップデートが今年の11月頃になる見込みで、しばらく期間もありますので、まずはちょっと使っていただけの状況にすることを優先して配らせていただいたという状況でございます。ですので、後半に初期設定した部分については、自動的にアップデートできるという形の端末もあるという状況です。

その中で、アップデートの改善作業といいますか、更新作業の実施時期につきましては、お渡しした後、年度末とか年度初めにするのはかなり大変だということも考えまして、一方で11月まで更新時期もありますので、一定、繁忙期を避けて現場の負担を少しでも平準化できるように、この実施時期を7月1日から9月末までという、ちょっと3か月に設定をさせていただきまして、各学校で計画的に作業をしていただきたいということを御依頼をさせていただいている状況でございます。

また、その作業につきましても、結構、前のWindows端末からiPadに情報の移行とかも、子供たちも一定やって経験はしてます。ちょっとやり方は違うんですけども。そういう意味も含めて、教職員が前で説明しながら児童・生徒が直接やるパターンでされている学校もあれば、おっしゃるとおり目の前で1台1台見てる学校もあれば、一方で、同意を得て預かって更新作業を教員でされているところもあるというふうに聞いています。情報自体はクラウドに情報が入っている状況になりますので、クラウドだけに入っている分でしたら、アップデートして更新作業をして初期化して再設定すると、その情報は見れる状態になりますが、ただ端末本体に情報を残している児童・生徒さんの分につきましては、一旦ちょっとそれをよけて、また入れ直すという作業をしていただかないといけないというところで、そのあたり、我々もちょっと見込みが甘かったといいますか、今回、作業について6月23日に通知をいたしました。7月から9月までにやってほしいという通知をしましたが、急に大変な作業が発生したというふうに困惑された教職員もおられたと思いますので、もっと事前に丁寧な説明をしとくべきだったなという反省点はございます。

対応といたしましては、現場で問題の声が上がっているような学校につきましては、事務局の所管課から校長のほうにも連絡を取りまして、その状況の確認を行ったりをしております。一方、通知を行った後も、そういったお困りの声がありましたので、より効率的な更新作業の方法を——ちょっと詳しくさらに書いた実施方法であるとか、留意事項について、7月15日付で再度、またお知らせをさせていただいております。9月末までに計画的にやっていただくということで、2学期に実施される学校も結構ありますので、このあたりも引き続き、現場の負担感に配慮しながら、適切な端末更新に努めたいと考えてございます。

○委員（かじ幸夫） ちょっと数字を教えてください。実際に更新の際に、追加設定をしなければ

いけない機種っていうのは、今の御答弁からすると初期の8,000台と捉えたらいいのか、もしくは全体の、恐らく児童・生徒数という今、10万を超えてたと思うんですけど、全体のうちにこの作業をしないといけない機種って何台ぐらい把握されているんですか。

○山出教育委員会事務局副局長 すみません、最初申し上げましたのは、設定の指示がきっちり伝わってない時点で、判明した時点で、設定が半数以上完了しておりました。そういう意味では、全体が大体11万6,000台ぐらい、教員に渡している端末、それから予備機も含めてなんですけれども——児童・生徒と教員機、予備機合わせて11万6,000台程度あるんですが、このうち6万2,000がその更新作業が必要な対象の端末となっています。そのうち教職員と予備機のほうを先に更新して渡してますので、ほぼ先生方に渡っている部分は更新作業が必要と、児童・生徒のうち約5万ですんで、大体児童・生徒さんの半分近くが更新作業が必要という状況でございます。

○委員（かじ幸夫） やっぱり個別の数字を今聞いたわけですけど、半数っていうとかなりの数字で、やっぱりその手間も含めて、るる御答弁あったので、それを今、もしくは9月末にかけてされていくんだろうと思うんですけど。

これ将来的なことを少し教えてください。仮にですけど、設定、今、そういういわゆる追加の作業をしているわけですよ、想定外の作業を。それぞれの教職員の方、児童生徒もある程度、自覚を持ってその更新をしっかりとやっていると踏んでも、11万を超える台数の中で、もし1台2台、何か不手際があって、データが吹っ飛ぶみたいなきになったときに、何か対処法って今検討されてますか。

○山出教育委員会事務局副局長 まず、9月末までを更新作業の期間とさせていただいたのは、その中で一応11月にアップデートが行われますので、10月中にその更新状況とかその結果も確認しながら、対応できる期間を見ながらというので設定をさせていただいております。その間に何とか適切に対応したいというのが1点でございます。また、その作業中に不具合が生じた場合、ちょっとこれどうなっているんだという部分につきましては、サービスデスクに問合せいただけるような体制を組んでございます。

一方で、先ほど申しました、多くはクラウドに入ってますので、クラウドのほうはなかなか逆に触れないと思いますので、本人でなければ。そこで大丈夫かなと思っているんですけど、端末本体に保存されたデータを適切にしてほしいという部分で、学校のほうに十分に説明をしながらさせていただいているというところでございます。先ほど申し上げましたように、教育委員会としては10月の状況を確認しながら、進めてまいりたいと考えてございます。

○委員（かじ幸夫） それら対応されて、じゃあ、その次の更新時期とか、これ多分定期的にやらなあきませんね、ああいう機器って。僕もあんまり詳しくないですけど。その際には、当然、11万6,000台何がしは自動で簡易にと捉えていていいんですよね。

○山出教育委員会事務局副局長 おっしゃるとおり今回、最初の設定の指示誤りからスタートしているものでございますので、事業者のほうには、こういうことが二度とないようにということで申し入れておりますし、事業者のほうにも来年度以降、次のアップデートからは自動的にできるような形であるというふうに確認してございます。

○委員（かじ幸夫） 事業者の方たちの想定とか、なぜ今これが分かった、まあ分かっただけいいんでしょうけど、少しきちっと委員会のほうからも伝えていただきたいですし、今現場では教職員の方が、当然、子供たちに、ここで不具合が出たり、迷惑をかけないように、学習環境にそごが出ないようにということで、歯を食いしばって汗かいて頑張っているんです。

これ、ちょっと話はそれますが、文部科学省が去年、学校と教師の業務の3分類というところの中に、教師以外が積極的に参画すべき業務にこのICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守管理というのを書いているんですよ。なので、今は子供たちをおもんばかって、教職員がそこに向き合っている、教職員がやっているというふうに捉えてますが、これ、本来であれば、業者の方が直接何人かかろうと、例えば、業務委託をしてでも対応いただくべきことかなというふうに感じます。答弁を聞いてても、何とか今回、子供たちに迷惑をかけない。これはもう大前提なので、その方向でやっていただきたいですけど、現場では、歯食いしばってね、あまり文句も言わんと——声は上がっているのかな、ちょっとあれですけど、事務連絡1枚で対応してるっていうところは、これは当然、委員会としてはおもんばかっていただいて、今後、しっかりと、業者に対して、二度とないようにということをしっかり伝えてほしいし、やっぱり対応方については丁寧にやってほしい。最終的には、やっぱり教職員の方、仕事ですから、汗はかいていただくにしても、ぜひ11月に、子供たちがこれで迷惑することがないように、学習用タブレットがしっかりと使えるように、これちゃんとやってくださいということを要望して、質問を終わります。

以上です。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

○委員（さとうまちこ） では、お伝えしておりましたことと、あと1つ、質疑させていただきたいと思います。

地元中学校はですね、ボランティア活動に協力した市民に対してポイントを付与するKOBESニア元気ポイントを既に活用しております。今までは周りの雑用ですね、草刈りとかそういったことのイメージがあったんですけども、こちらの学校では、子供たち——児童・生徒からの意見もありまして、放課後の自主学習の実施をされているということです。こちらに関しては、地域の保護者から、コベカツに移行する不安材料として、コベカツの始まる時間まで、夕方までの時間をどう過ごすのが不安ですということを聞いておりました。また、この地元中学校では、そういった不安をまず最初に解消できたのかなというふうに思っております。こういったことを例に、どの学校においても、まずは児童・生徒の意見を聞いていただいて、人材の問題もありますけれども、コベカツが始まってしまいますから、とはいえ、やはり学校ごとに進み方が違うコベカツと、あとフォローできる、いろんなこういった放課後学習みたいなことができるというところに、やっぱり地域差があってもいけないと思うんですけども、このあたりを早く全校展開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 KOBESニア元気ポイントを活用したボランティアということと理解してございますけれども、その学校ボランティア、かなり多くの方に今でも学校現場に入っていると思います。その1つとしてKOBESニア元気ポイントのほうも、令和7年9月から学校現場のほうで導入できるようになりまして、そのあたり、それから教育委員会では教育人材センターを設置して、学校と地域のボランティアの方をつなぐような取組もずっと続けています。令和7年度でいきますと、市立学校園で延べ3,500名の方にボランティアに入っているという状況でございます。KOBESニア元気ポイントにつきましても、昨年、全学校園に周知をいたしまして、令和7年度中に92校園の御利用があったというふうに活用実績を捉えているところでございます。

議員から御紹介いただいたように、ある中学校ではシニア元気ポイントを活用しまして、数名の地域の方に、放課後の自主学習の見守りにもお入りいただいているというふうに聞いてござい

ます。そういった学校では、PTAの関係者の方が地域の方々にそういうポイントの登録方法とかもお知らせをいただきながら、その方にも学校と地域をつなぐ要の役割を担っていただいた、そんな方もいらっしゃるというふうに聞いておりまして、非常に心強く感じているところでございます。

こういった子供たちの学びや学校の教育環境を支えてくださる好事例だと思いますので、こういった取組につきましては、学校園に積極的に発信をしていきつつ、例えばですけども、学校運営協議会を通じて、地域の方にもこういうポイント制度もありますので、ぜひ御活用して、学校、協力してくださいということも含めて、こういった制度も紹介しまして、協力を依頼していくような形で学校園に促していくなど、そういった取組が広がっていくように、教育委員会としても努力してまいりたいと思います。

- 委員（さとうまちこ） ありがとうございます。シニアポイントも活用していただいて、こういったふうに関係者が入ってくることによって、また新たな広がりというのができるんではないかと思っています。こういうことがあって、生徒も、あ、こういうことができるんだ、じゃあ、こういうこともできるかなというふうなきっかけになるとと思いますので、早く全市で広がってくれたらいいなと思います。

前回、本当は質疑したらよかったんですけども、2つ目は自殺対策についてです。長期休み後、特に多くなることから、その対策について意識されたり、新たに実行されたことがあればお聞きしたいと思います。

- 西川教育委員会事務局部長 自殺予防対策でございます。議員御指摘のとおり、児童・生徒の自殺につきましては、厚生労働省、警察庁の自殺統計によりますと、やはり8月後半から増加しまして、特に長期休業明けに多くなる傾向にありまして、また直近2年間は9月の自殺者数が最も多い状況でした。また、7月上旬には文部科学省より、児童生徒の自殺予防に係る取組についてという通知が発出されたことを受けまして、学校における早期発見の取組でございますとか、相談窓口の周知などの自殺予防対策について、各市立学校に通知を行ったところでございます。

本市における自殺対策の取組としましては、教員あるいはスクールカウンセラー等、相談体制の充実、それから教職員への啓発研修の実施など、総合的な自殺予防対策に取り組んでいるところでございます。具体的には、先ほど申し上げた夏季休業前の通知の際に、こうべっ子悩み相談でありますとか、ひょうごっ子SNS悩み相談などの、悩みや不安に対する相談窓口の周知を行っております。また、長期休業中につきましては、お困りごとポストにおきまして、学校と連携し、児童・生徒に迅速に対応するとともに、夏季授業日における児童・生徒の観察を通じて、心配な子供へのアプローチも行っております。それから、ネットパトロールにつきましても継続して取り組んでいます。さらに、中学校を中心に、教職員の自殺予防に関する啓発研修としまして、精神保健福祉センターとの共催による自殺予防教育——いのちとこころの学習と言われてますけれども、7月末から随時実施していく予定でございます。

いかなる事情でありましても、子供たちが自らやはり命を絶つということはあるべきではないことではございません。前後も含めた長期休業期間中における児童・生徒の自殺予防に関する取組は、大変重要であると考えています。児童・生徒の自殺予防に向けて、学校や関係機関と連携しまして、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

- 委員（さとうまちこ） 残念ながら、市内でも過去に起こったことがあります。やはり、学校や家庭以外の居場所づくりに尽力もしていただきながら、何よりも学校でできることと言えば、何

でも話せる先生が1人はいる、担任の方でもいいですし、主任でも保健の先生でもいいですね、何でも話せるようにという学校や教員、そして信頼関係をさらに構築していただくことが、何よりも重要なことというふうに思っています。より実効性の高い対策に今後も努めていただきたいと思います。

また、登校日ってあると思うんですけども、その間が結構、ほったらかしという言い方をしたら、またちょっと語弊あるんですが、何か間に1回、一方的な通知でもいいですので、子供たちに、元気みたいなことを、何か声かけれるようなシステムがあればいいのかなというふうに思いました。そちらは以上です。

先ほど出てまいりましたいじめのことなんですけれども、私も2年ほど前に、警察への相談、通報ということで、そういったこともあるんだよということを保護者に説明、事前に合意を図っていただくことも重要だと思いますというような質疑をさせていただいております。そして、教育委員会においては、これまで兵庫県警本部と平成28年度に協定を締結して、その後、しっかりと文科省からの通知に基づいて、さらなる連携、令和5年からも図っているというふうに聞いておりますが、今までいじめ事案で警察に通報したことってありましたでしょうか。

○**西川教育委員会事務局部長** いじめ——各学校から所轄の警察署へ相談という形でいろいろやり取りをさせていただいたことは、もう各学校、数多くそれはございます。

○**委員（さとうまちこ）** ありがとうございます。ますます、やはりはっきりすばっと分けて、いじめは犯罪だから警察、今までもいろいろお伝えしておりました、文科省のほうからいじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例についてということも載っておりますから、こちら教室に貼り出してはいかがかというふうにも質疑しておりますので、そのあたり、まだ中3以外は進んでないんですよね、こちらもしっかり低学年にも分かりやすいように、本当にこれ進めていただきたい。

これは、その質疑のときに、いじめそのものを発生させないこと、これが重要と考えておりますということを、大分前にそういうお答えをいただいているんですね。その際に、今、早期発見が非常に大事だとは言われているんですけども、そもそも未然防止が大事というふうに考えますよね。もちろんそういうお答えをいただいています。それに関して、私も法学をしっかりとやってくださいということを伝えているんですが、ここに関してのお考えを、ちょっと今改めてお聞かせいただけたらと思います。

○**西川教育委員会事務局部長** 法学の授業につきましては、今、議員おっしゃいましたように、以前から御答弁させていただいておりますけれども、弁護士による法に関する教育でありますとか、あと学校法務専門官、今、先ほどおっしゃっていただきました中3の動画の配信でありますとか、いじめ防止未然学習のように、発達段階に応じた学習機会を適切に進めているところでございます。

○**委員（さとうまちこ）** とはいえ、やはり3年生以外には進んでないと思ってます、教材見せていただいても。はっきりと犯罪がこれだということをお示ししてください。もうこれ私、元年からお伝えしておりますので、大分たつんです。結局、いじめも減ってない、増えているという数字もはっきりしておりますので、何よりも未然防止に努めていただきたいと思います。

そして、先ほど信頼関係が大事だということをお伝えしたんですが、今回も残念な事件が出てきてしまいました。これが20年ぐらい前から、まだ詳細というのははっきり伝わってないかもしれないんですが、記事見る限りでは20年前からということで、本当にとんでもないなど。これで

はなかなか信頼を構築している先生への信頼性もなくなっていると思います。こちらのカメラつき眼鏡とか、ペン型のカメラですね、こういったものを規制しないといけないのではないかというふうにまで思ってしまうんですけども、そちらに関して、今、もし何かお考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。

○委員長（上畠寛弘） それは教育委員会として答弁できることではないと思いますけども、どうぞ。

○山出教育委員会事務局副局長 学校の中では、もちろんそういうのを使うことはまかりならんものでございますが、一方で、いわゆる製品としての規制は、もちろん今、委員長もおっしゃっていただいたように、全国で取り組むべき課題だと思います。もちろん教育委員会としては盗撮ということは許されないこと、それから学校内だけではなく、学校外においての非違行為、このものを根絶するべく、懲戒処分の指針もそういったところまで踏まえて策定をしております。引き続きここは粘り強く、そういった意識改革を教職員に向けてしていかなければいけないと考えてございます。

○委員（さとうまちこ） よろしくお願いいたします。厳正な対応をよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（味口としゆき） 先日、高羽小学校に伺いまして、教育委員会の皆さんにも御丁寧な対応、ありがとうございました。ちょっと1つは、この間も質疑しましたけど、和式トイレの問題で、頂いた資料よりは若干減ってるみたいで、22あると。多分、市内で一番多いんです。小学生にも直接お話も伺いましたけども、使ったことがないとか、使い方が分からない、当然の声がありました。これは解決急がれると思うんですが、いかがでしょうかと。

○都築教育委員会事務局部長 トイレの洋式化の件だと理解しております。洋式化なんですけど、2025年末現在で洋便器化率は91.8%、和便器が残る学校は155校で、残りの和便器数は1,071となっております。今御案内いただいたように、高羽小学校では22基残っておりまして、洋便器率7割強ということになっております。これまでもそうだったんですけど、洋便器の割合が低く、和便器が多く残る学校から優先的に順次改修を進めてきております。洋便器化率100%を目指して、2030年度までに着実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（味口としゆき） 悪いですけど、もうちょっと早まらないかなと思ってましてね。学校側は授業中でもトイレは行けるようにしてます。そりゃそうだと思うんだけど。やっぱり休み時間にきちっと終われるようにするというのは、いいんじゃないかなと思ってて。もうちょっと早まりませんか。

○都築教育委員会事務局部長 確かに高羽小学校は子供の人数も多いんで、なかなか授業時間も活用しながらというところを聞いて、私も非常に不便をおかけしているなと思っております。できるだけスピーディーにやってまいりたいというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） 要望だけにしときますけど、これ災害時も困ると思うんです。やっぱり年配の人に言われたんですよ。災害のときに和式が残っていると、やっぱり膝が悪い人とか、股関節が悪い人で、座れない人がもう物理的にいますんでね。やっぱり学校は避難所にもなる所ですから、やっぱりこれはもうちょっと決意を持って早くすべき事柄ではないかなと思います。要望しときます。

それから、ちょっと付随してですけど、お困りのことありませんかということで、やっぱりナフサ不足があるのね。給食のときに大おかずを持っていくときに、蓋の中にビニールをかぶせて、その上に蓋して、こぼれないようにしてたと。ああ、なるほどねと、やっぱり現場の人はいろいろあるんやなと思いましたが、それがなくなつて、やっぱりこぼれる。あそこ上履きやったんで、こぼれると本当、大変なんですよいうね。小さいことかもしれませんが、ちょっとその辺のことは2030年待たずに、都築さん、できると思うんだけど——これ、都築さん、違うのかな、これすぐ解決してほしいなと。

○藤井教育委員会事務局副局長　今御案内いただきましたとおり、給食の食缶ですね、自校調理は蓋ついているんですが、センターから配送するものと違ひまして、蓋を固定するようなものがついてないということで、委員御指摘のような事情があるのは承知をしております。一方で、どの形の食缶を選ぶかというのは、実は学校によって異なってます。ですんで、自校調理の中でも少ないんですが、蓋をしっかりと固定するような食缶を使っている学校もございます。これはもうそれぞれ学校事情だと思います。当然、その食缶を買い替える時期であるとかというようなものも影響されると思います。その中の過程の中で、こぼれんようにどないしたらいいかなということで、いろいろ給食室であるとか、担任の先生と御協力なりアイデアを出して、今の現状の対応をしているというふうに承知をしております。

ナフサ不足も含めまして、そういう調達に影響を及ぼしているような現状もあろうかと思しますので、個別の学校の対応については、しっかり事務局のほうでも、必要あれば学校と連携しながら、どんな策が取れるか検討してまいりたいと思っております。

○委員長（上畠寛弘）　他にございませんか。

○委員（さとうまちこ）　もう1つだけ。前回の質疑に関係するんですけども、その後、お聞きしましたら、避難経路ではない防火シャッターには、くぐり戸が設置されていないということもあるということをお聞きしました。今回、東京の学校での火災については、教員の機転により児童が助かったという経緯もありますので、もしもの備えとして、それぞれの学校でくぐり戸のない防火シャッターや様々な想定の中で、避難経路ではない所の避難の経路もシミュレーションしていただきたいと思います。すみません。また、この夏休みの間に、研修いろいろあるとは思いますが、個別最適、協働的な学びの実行のために、2学期に向けた教員の方々には、しっかりと研修など頑張っていただきたいと思います。

すみません、もう以上でいいです。

○委員長（上畠寛弘）　基本的に、ほかの委員もそうですけど、質疑ですので、よろしく願います。何か答弁を求めてください。だから、質疑ですから。

他にございませんか。

○委員（村野誠一）　前回の委員会、6月25日でしたね。副委員長、それから委員長、そして私と県庁前の歩道橋、それから周辺道路に関する質問があったと思います。私も須磨海岸を守り育てる条例なんかも参考に、何かしらできないかという質問もさせていただきました。

それを踏まえて、7月8日、ちょうどこの委員会の管内視察で、午前中は視察をさせていただいて、午後から、事前に教育委員会、それから歩道橋、歩道ということもあって、建設局にも教育委員会を通じて連絡をしていただいた上で、視察をさせていただきました。視察の目的は、水曜日が知事の定例記者会見で、その知事の定例記者会見に合わせて、皆さん御承知のとおり歩道橋上、それからまた下の歩道等でプロテストと言うんですかね、とにかくそれぞれの主張をスー

パーメガホン等を使って主張されていると。大音響で主張されているということで。

私としては、とにかく、こうべ小学校の子供たちの下校時がどういう状況になっているのかということを、自分の目できちっと確かめた上で、神戸市として、また教育委員会として何をすべきなのかということを改めて認識をしたいということで行ってまいりました。教育委員会の課長、それから係長、建設局の課長が現場で説明を聞きながら行ったわけですが、一言で言うと、本当におぞましいような状況でした。私は子供たちの下校時間よりも少し前に現場に到着をして、あの歩道橋の上を何とか通行して写真——記録用ですけれども写真を撮ったり、ビデオを撮ったりしてました。

行って分かったことは、皆さんはよく御存じだったのか分かりませんが、あそこの歩道橋というのは幅員が結構広いですから、その一定の幅員の中でプロテストというのをされている方々というのは、東側の歩道橋に沿って一列もしくは二列でずらっとやってるわけですね。だから、半分ぐらいというか、いわゆる通行できるスペースがあるということ。物理的な通行できるスペースを空けているということなんです。これをもって道路管理者、または兵庫県警生田署は、通行の妨げになっていないと。だから、通行をできる状態だということで、今までそういう解釈で取締りというか、規制ができない状況にあると。関連の法律では、歩道橋もそれから道路も歩道も、道路法というもので規定しているわけですね。これを道路管理者である神戸市、これを運用するのは。

もう1つ、道路交通法、これは生田署とか警察のほうでやるわけですが、先ほど申し上げたように、基本的に通行ができている状態だということで、あの状態が、私、初めて始まったのがいつか詳しく存じ上げませんが、ずっと定例記者会見に合わせて続いてきたということだろうと思います。

その上でお聞きしますけれども、私自身は、だから子供たちがあんな所を通れないと、下校できないと。事実上、通行の妨げになっていると、妨げられていると。物理的に空いていても、心理的に不安、恐怖、大人が何か——ここで具体的な言葉は、どういうことをおっしゃっていたかということは、ちょっとはばかれるので言いませんけれども、どういういきさつでそういう言葉を皆さんが、あそこでいろいろと使用されているわけだけど、子供たちからすると、とにかくあそこにたくさんの人たちが並んで、メガホンや喇叭を並べて、大きな声で何かを叫んでいると。これはもう普通、子供たちからしたら、恐ろしいというか、だから保護者も、子供の手を引いて、あの状態の歩道橋を通ろうとは思わないわけです。だから、恐らく、私が行ってたときも、一般の方というのはほとんど通ってなかったんじゃないかなと。やはり、反とか親とかいろいろそれぞれの立場の方がいらっしゃるんだろうけれども、双方の関係者の方々は通られていたかも分かりませんが、あとは警察と。本当に普通の神戸市民とか、地域の方とか、先ほど言うように子供たちはもう通れないという状況。それをなぜ私は県、神戸市の道路管理者、それから県警、取り締まれないのかということを疑問に思っているわけなんですけれども、ただ先ほど申し上げた解釈の問題。解釈を今までそれでやってたので変えることができないのか分かりませんが。

ちょっと長くなったけど、教育委員会は、じゃあなぜ当初、歩道橋が通学路だったのに、通学路を通さないで別の所を通しているのか。下校時。通学路を変更しているのか。なぜそういう状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○竹森教育委員会事務局長 この歩道橋の問題でございます。これにつきましては、当初、問題になったのが昨年9月でございます。そのときに児童の下校時間と知事会見が重なるということが

ございましたので、私どものほう、会見時間を変更してほしいということで県に申入れを行いまして、当初15時であったのを13時15分からということで変更していただいております。

その後も県とは情報共有といいますか、相談を続けてきたところでございまして、昨年の10月には音楽会があったときには、やはり音の問題がありますので配慮してくださいということでお伝えをしまして、これは県の判断でその週はもう会見を中止しますということでしていただいたこともございます。その後は下校時間と重なることはなかったわけですが、今回、7月に入りまして、議員御視察いただいた7月8日、それからその翌週の、先週ですけれども7月15日については、下校と重なってしまったということでございます。

ルートのお話でございます。私どもとしましては、やはり歩道橋を通過して渡るのが、一番児童にとって安全な手段であることは間違いのないことで、そちらを通したいという思いはございます。それで、会見時間を変更していただいた後からも、直接下校時間と重ならないんですけれども、やはり水曜日と申しますと、全校児童、割と早く終わる学校がありまして、2時半ぐらいからは低学年がもう下校を始める時間帯でございます。日によっては13時15分からの会見が長引いているような日もございます。やはり、そういったときに、議員も見ていただきましたように、あの上を安全に——空いてるということで安全かもしれませんが、おっしゃるように心理的にそれが負担なく通れるかという、やはり一定私どもも課題があると思いましたので、もう歩道橋は基本通らないということで、水曜日ですけれども、そういったことでルート変更をしてございます。

○委員（村野誠一） 一定の課題があるというのはすごい、そりゃ言葉としておかしくはないのかも分かりませんが、私だったら、あんな所を子供を通せないのって答えますね。あんな所を子供を通す、ランドセルしょった小さい子供たちを私、下校時見てましたけれども、いましたよ、たくさんね。あんなとこ通せない。だから、変更してるんだと。それは、事実上、通行が妨げられているわけですよ。通せないんだから、あんな所。だから、私は、それを先ほど解釈の話をしたけれども、しっかりと警察、それから道路管理者に、子供たちが安心して安全に、保護者もそうだけれども、あそこは通れないと。通常は通れますよ、通常は通れるんですけど、あのような状態では通せない、通れないと。だから、仮にスペースが空いていても、それをもって通行の妨げになっていないから何もしない、何もできないではなくて、事実、子供たちはそこを避けざるを得ない状況なんだから、通行の妨げになっているんだと、心理的にもね。不安、恐怖。だから、それを強く警察、それから道路管理者に対して伝えてきたのかと。要望してきたのかと。その辺はいかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 私どもも前回、常任委員会を受けてからもそうですし、それ以前からも県警のほうとは話はしてまいりました。前回の常任委員会で皆様方から御意見いただいたことも踏まえまして、建設局には一定、強く申入れを行ったところでございます。ただ、建設局のほうで直ちにどうこうという、今の時点でそういったところまでのお話は伺ってございません。県警のほうにも、この7月15日、先週の知事会見が、あの場所で行われる最後の知事会見ということで、かなり大規模な活動が想定されたことから、県警とも相談しまして、下校ルート変更ということで情報共有をさせていただきましたし、県警のほうもかなりの警察官動員いただいて、見守っていただいたということで思っております。会場が替わるとは聞いておるんですけど、私どもとしましては、引き続きやはり状況はしっかり確認していく必要があると思っておりますし、引き続き建設局なり警察のほうにも要望なり申入れをしていきたいと思っております。

○委員（村野誠一） 先ほど、県側に記者会見の時間の変更等とか申入れをしてきて、だから、い

つつまでは子供たちの下校時間と重なることは避けられたと。でも、7月8日、私がだから視察したときはどんぴしゃで、子供たちの下校時間と重なって、あの騒然としている状況子供たちが、もう近くで、あの音というか、声というか、聞きながら子供たちは下校していつてるわけですね。それを私はまざまざと見て、私も写真にも撮ってますし、動画も見てますけれども、こんな状況で、こんな状況の中を子供たちが下校しているのかと。これをなぜ県、県警、神戸市は、教育委員会は放置しているのかというのが、私の本当に率直な思いでしたね。なぜ7月8日はそういう状況になったんでしょうか。7月15日は、だからまあ物理的にまた子供たちを避けるという形を取ったけれども、なぜそういう状況になったのかお伺いしたいと思います。県とのやり取りはどうなったのか。

○竹森教育委員会事務局長 この県とのやり取りですけれども、昨年度の9月以降、月1回程度、この児童の下校時間を教育委員会のほうから県のほうに情報共有をさせていただいて、お互い共有していたということでございます。これが今年4月からですけれども、これは県のほうからのお話ということでございますけれども、県のほうから、学校のホームページに学校だよりということで、毎月の学校の行事なり下校時刻の一覧が出てますので、そこで直接確認しますというお話をいただいてからは、特段、こちらのほうから連絡をしてという調整はしておりませんでした。御指摘の7月8日ですけども、個別懇談があった関係で、通常より早い下校時刻となっておったわけですけれども、これにつきましては県が見落としていた、あるいはその時間の調整がつかなかったということが考えられますけれども、ただ、この時間調整について、県任せにしていた私たちにも間違いなく責任はあると思います。そういった形で、事前に本来でしたら調整することができたものを、こういった形で調整できなかったということで、議員もそうですけれども、様々な方に御心配をおかけしてしまったこと、これにつきましては本当に申し訳なく思っております。

○委員（村野誠一） 私は謝ってほしいわけじゃないんですね。だから、あの状況子供たちに見せる、またはあの状態のところを子供たちに通行させるということの影響、私は決してプラスの影響はもう全くないと思いますね。そういうものを教育委員会は、本気でというか、どれだけ強く子供たちのことを考えてくれているのかと。だから、そういう県が見てくれてると思ってた、見なかった県が悪いのか、または見てくれてると思いますけれどもということで、毎回確認をしてきっちりと調整をするとか、そこはルールとか、やる気とか、いろいろあるのかも分かりませんが、そういう意味ではもっとこの問題について、やはり通学路ですから、強い危機感と認識を改めて持っていただきたいということをお願いしときたいんですね。

私、前回の委員会で、須磨海岸を守り育てる条例というものをちょっと紹介してね、私なりにいろいろと道路法、道路交通法、それから県の迷惑防止条例、関連法令をいろいろと調べてみました。事実、須磨海岸を守り育てる条例がある今の神戸市では、恐らくあのまま海水浴の——この条例がある神戸市で、彼らが須磨海岸に来て拡声機を使用するということとはできないんです。表現の自由があっても、政治的な主張であっても、それはもう条例で網かかっていますから。だから、私は、できるんじゃないかと。やる気があれば、その歩道橋であるとか道路でもできるんじゃないかと。ただ、憲法に、かなり表現の自由、政治的な主張というのは、当然、これは尊重されるべきなんで、それをやる場合においては、限りなく限定されないといけないと。だから、言ったように通学路であるとか、時間帯であるとか、場所であるとか、全てにおいてということではなくて限定をするということ。それで私はできるんじゃないかと思ってたんですけども、やは

り道路上というのはパブリックフォーラムというふうに言われているみたいで、やはりより、とにかく自由な場所、そういう政治的なとか表現の自由というものが過去からずっと続けられてきた場所ということで、やはりなかなかそことの兼ね合いというものがあって、なかなか規制をかける——警察も含めてですけれども、新たにルールをつくろうというときに、結構このせめぎ合いというものがあるみたいです。これは私も専門の法学者ではないので分かりませんが、やはりそこがかなり課題になるということです。

そうすると、先ほど解釈の話もあったけれども、これも現実的にはなかなかこの解釈変更というのは難しいと。そうすると、唯一、やはりできることは、大阪と東京は別建てで、この兵庫県の迷惑防止条例、これ正式に言うと公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例というのが兵庫県の迷惑防止条例の正式名称になってますけれども、それと兵庫県でもう1つ、拡声機による暴騒音の規制に関する条例というのがあるわけですね。東京と大阪も別建てで条例を持っています。ただし、持ってるからといって、じゃあ直ちにあのような状態を規制できるかということ、なかなかそうではないそうで。恐らく、この兵庫県の拡声機による暴騒音の規制に関する条例、これが85デシベルなんです、マイクね。彼らやってる人たちというのは、やはりその辺の85デシベル、制度をよく分かってますから、この85デシベルというのは、警察に通報すると、警察が測りに来てくれるわけですね。条例上、10メートル離れた所で85デシベルを超えるかどうかというのが、この条例違反の基準になってくるわけです。じゃあ、この85デシベルっていうのが、これ現状の条例だけれど、これで本当に適切なのかということです。あのような通学路の、あのような状況というのは、過去想定してなかったわけですね。だから、今までは85デシベルの、この兵庫県の条例で何とかやれてたのかも分かりませんが、これがやはり条例の改正によって70デシベルぐらいに下げると。

私、だから現場へ行って聞いてましたけど、これ85デシベルですから、条例には違反しないんですって言われても、歩道橋上じゃない、下の横断歩道で待っている子供たちにもがんがんに聞こえますよ。私が現に測ったわけではないから——で瞬間的ではないという——駄目らしいんですね、やっぱり一定期間。だから、取り締まる側がぱっと来て計測すると。そしたら、そのときだけ音量をぷっと下げられてしまうと、85を下回っているからとか。だから、計測時に一定期間、その大きな音を、85を超えた状態が続かないと取締りができなとかね。だから、この条例の改正を県にお願いをするのか。例えば、70に下げる、または10メートル離さないといけないというようなところを1メートルにするとか、3メートルにするとかね。または、先ほど申し上げた迷惑防止条例ですね。この2つというのは神戸市独自で持っていないんです。だから、皆さんの、答弁してきたかどうか分からないけれども、いや、これはまず県がやっていただくことだと。県が主体的に動いていただくこととおっしゃるけれども、神戸の子供たちですからね、神戸市立の学校の通学路ですからね、で、一旦15日で、もう大規模なものは、また会見場が替わるということもあって、直ちにあの歩道橋で、また歩道橋周辺で同じことは起きないのかも分かりませんが、しかし、いつ何どき、また同じようなことが別の通学路で起こり得る可能性があるわけですね。

そういう意味で、神戸市がやるのか、県がやるのか、だから、私は何が言いたいかというと、あの状態を神戸の子供たちを守るために、どちらが何をやるのかということなんです。県がやるのか、神戸市がやるのか、教育委員会がやるのか。で、県がやっていただけということであれば、県にお願いをする。教育委員会としても、今のままでは今後も同じことが起こり得るから、

何とかやってもらいたいということをお願いをする、要望するのか。県がやはり今後もあの状態で変わらないと、何も条例の改正等も考えてないということであれば、これは神戸市独自で条例を立てて、神戸の子供たちを守るということ、必要になってくるというふうに思います。先ほど言ったように、あの85、70であるとか、そういう県が持ってる、この拡声機による暴騒音の規制に関する条例みたいなものを神戸市内で、先ほど言ったようにより限定的な、通学路に限定する、またこの場所、時間も限定するという形で条例をつくることは、私は可能だと思いますので、ぜひ教育委員会に関しては、先ほど言ってるように、県との情報共有、県がやらないんだったら神戸市としてしっかりとやっていかなければならない。教育委員会が子供たちの安心・安全をしっかりと守っていくんだという自覚を持って、これについてどのように考えておられるのか伺いしたいと思います。

○**竹森教育委員会事務局長** やはりこうべ小学校に限らずですけども、児童の登下校の安全確保のためには、私たち教育委員会はもちろんですけども、県や県警、それから、市の関係部局としてしっかり連携することが不可欠でございます。

先ほど委員おっしゃいました、騒音の条例、拡声機による暴騒音の規制に関する条例、これにつきまして、私ども今の段階でなかなか詳しい知見ありませんけども、10メートル離れた地点で85デシベル、これを超える音、この辺りの変更のようなことが考えられるのかどうか、そういったことも含めまして、県、それから警察、それから関係機関、そういったところと、児童の登下校の安全確保のためにどのようなことができるのか、しっかり相談していきたいと思ってございます。

○**委員（村野誠一）** 終わりにします。

過去、生田警察、それから県警本部等には、それから県ともいろいろやり取りしていると思いますけれども、改めて、県警本部、それから兵庫県の公安委員会にも、きちんと教育委員会として要望してください。兵庫県の公安委員会というのは、当然、警察行政そのもの。今の警察の、例えば、解釈も含めて、対応も含めて、適切なのかということも含めて、公安委員会というのはそれをチェックする場所ですから、神戸市の議会でも、公安委員会を同意人事で承認をさせていただいて、公安委員会に送っている。だから、ぜひ神戸の子供たち、神戸の通学路のことについて、兵庫県の公安委員会に対してもしっかりと、主体的に取り組んでももらいたい。民間人が公安委員会やっているわけですから、民間の目で現場をしっかりと知っていただいた上で、現状の取組を強化してもらいたいということも教育委員会から要望をぜひしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。要望で結構です。

○**委員長（上畠寛弘）** 他にございますか。

○**委員（さとうまちこ）** すみません、先ほどのお話で、その歩道橋を通る児童・生徒の意見というか、アンケートとかは取ったことあるんでしょうか。その声が重要視されないといけないと思うんですけど、いかがでしょう。

○**委員長（上畠寛弘）** 取っていらっしゃらないと思いますが、御答弁どうぞ。

○**竹森教育委員会事務局長** 取ったことはございません。

○**委員（さとうまちこ）** ぜひ子供の声を聞いていただいて、その声を添えて、ちょっといろいろ御検討いただけたらと思います。健やかな成長に寄与しているとは思いませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（味口としゆき） 委員長、気持ちが分からんでもない——それはいいんですけど、やっぱり質疑者について別に委員長が……

○委員長（上畠寛弘） 別に私、質疑者に言ってないです。

○委員（味口としゆき） コメントすることはちょっとまずいと思いますよ。それはちょっと控えてほしいなと思います。

○委員長（上畠寛弘） 控えはしないと思いますけども、続きます。

私、質疑させていただきますので交代します。

○副委員長（萩原泰三） 上畠委員長と交代します。

○委員長（上畠寛弘） 村野委員が今御質疑されてました。村野委員はすごいオブラートに包まれておっしゃられてましたけども、明らかに反齋藤側の人間が、齋藤知事のことを人殺しというふうに叫ばれたり、ひどいものであったと。村野委員が視察された動画が、反齋藤側が上げられたのかもしれませんが、動画が上がっておりました。執拗に追いかけて回すんですね。警察官が、——現場で委員いらっしゃったから一番分かってらっしゃると思いますけども、警察官が、子供たちもいるんやからまあまあとんだめたシーンがあるんですよ。反齋藤側で村野さんを追いかけているところに。そしたら、そんなもん関係あるかいというふうなことを、そういう趣旨で発言をするんですよ。子供のことなんか何ら考えてもいないですね——人たちである方もかなり含まれていると。追いかけて、複数含まれてるんですよ。複数で追いかけて、齋藤知事が人殺しであるとか、そういったことどころか、やからのような言葉を発していること、それも警察官が注意していても決して気にもなさない。むしろ子供がそれ、本当に低学年のような様子のお子さんも写っているのに、その子供たちが近くにいても、それさえも気にしていないということは、もう明らかにこれは本当に心身の成長に悪影響、害ですよ。知事会見室が移動されるということで遅いなと思いましたけども、今後、どのぐらいの位置に移動されるのか。この点把握されていらっしゃいますか。

○竹森教育委員会事務局長 現在の場所から少し東側の3号館の中に移動されると聞いてございます。それ以上の情報は今のところ持ち合わせてございません。

○委員長（上畠寛弘） 3号館に移動したら、当然ながら歩道橋からはかなり遠くはなるということで、歩道橋の、おっしゃられていたように、最後のあそこでの行為になるんやとは思いますが、引き続き——とはいえ3号館なんですよ。近いですし、がなり立てていたら、こうべ小学校の位置でも十分聞こえているわけですね。毎週毎週、授業中であつたとしても。

本当にこの行為というのは、聞こえるのは聞こえるわけですし、当然ながら、これがどういふふうな、下校とかにおいても、下校とは当然、短縮授業の夏季休暇前はしようがなかったかもしれないという状況だったということでしょうけども、ただ、やっぱり今後子供に対しての安全確保というのをお願いしたいですし、動画においては、反齋藤側の人間が声かけ事案として児童に声をかけている。ランドセル、特徴的なランドセルですよ、今は。特徴的なランドセルで、後ろ姿とはいえ動画が上がっている。なおかつ、その児童の下校時に怖いという声が入ったということは、以前、特別委員会でも取り上げたところです。

反・反齋藤側、——私、別に親齋藤も反齋藤も親の気持ちからしたら、子供たちに迷惑かけんなど、気持ちの悪いというふうに思っているだけなんです。子供に迷惑をかけさせなければ、勝手に自由にやるときゃいいんですけど、子供に迷惑をかけていると。反・反齋藤側は、インタビューと称して、この人たちどう思うみたいな声かけもしている。なおかつ、そのインタビュー

動画が、顔は上がってないとはいえ、声はそのまま加工もしていないから、個人を特定しようと思っただけのような状態で上がっているということで、今後も接触等が、やっぱり近いですから、そうは言っても。あり得ますから、十分にこの児童の安全というものを配慮してもらいたい。

表現の自由ということを彼らはそれは主張するのかもしれませんが、やっぱり表現の自由にも、公の秩序に対して悪影響を及ぼしたり、やはり他者の権利を侵害するというのであれば、それは許されないことなんです。ましてや児童に対して、親もいないところで声をかけるなんということは。ですから、この子供の安全のためには、やはり条例の不備とか、法令の不備というものがあるかと存じます。

教育委員会で検討していただいたのかどうか分かりませんが、神戸市条例において、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例というものが、昭和25年のかなり古い条例があるんです。ここにおいては、道路その他公共の場で集会もしくは集団行進を行おうとするとき、あとは、集団示威運動を行うときには、公安委員会の許可を受けなければならないというのがあるので、行進をしているわけでもないですし、デモをしているわけではなく、その場で、ある意味その場所を歩道橋の半分を占拠してやってるわけですけど、これに該当するかどうかというところ分からないんですけど、この辺り該当すれば、当然ながら、公安委員会の許可が必要だったかもしれませんが、なおかつ、公安委員会となると兵庫県になります。兵庫県の公安委員会の審査基準で、こういった行為——集会に該当するのか、どちらかというと、道路における集会に近いのかかもしれません、あれは——審査基準でやっぱり許可が必要であるというならば、審査基準で許可するかどうかというのがあるんですよ。原則としてはやっぱり表現の自由の観点から許可をするんですけど、ただ、例外で、これにおいては許可できない。それは、実施の時間、場所または方法により交通が著しく混乱することが明らかであるときは許可できない。

2番目が、実施の時間、場所、また方法などにより、県議会または市町議会の審議、裁判所の裁判権の行使、その他官公庁及び外国公館等の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。これも許可できないんですね。官公庁という言葉の定義を考えたら、私立の学校やったらともかく、公立学校においても事務作業はしているわけですよ。官公庁の定義で言うたら、公が設置している機関であり、学校も、その機関の中で事務作業をしているのであれば、学校に迷惑をかけたりしてるということ。授業とか、それこそ音楽会においては、記者会見をなくしてもらってまでやりましたよね。だから、そこを踏まえて、こういった条例が適用できないかということは、積極的に研究すべきであつたと思いますが、この辺りのところに関しては、表現の自由があるからやと諦めるのではなく、表現の自由はあつたとしても他者の権利を侵害しているならば検討すべきであつたと思いますが、この辺りは対応を考えていただいていたのでしょうか。条例の限界等はそれはあるとは思いますが、そこは検討すべきだと思いますし、そこで機会点があれば改正を考えればいいんです。その辺りいかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 先ほど委員長おっしゃいました、公安委員会の許可が必要という集会の条例については、私ども申し訳ございません、そこまで詳細の把握を現時点でできているわけではございません。

ただ、皆さんおっしゃいますように、やはり子供たちの安全を守る観点、それから適切な教育環境を守る観点から申し上げますと、あのような状況は決して望ましいものではないのは間違いないわけでございます。私どもとしましては、明日水曜日ですけれども、明日以降の状況を見な

がら、やはり教育委員会として、県警なり、県なり、関係部局としっかり連携してできる対応を取っていきたいと思っております。

- 委員長（上畠寛弘）** できる対応に限界があるからこそ、制度の機会点というものが分かるわけでございます。できる対応というのは、御指摘のあったようにデシベル、音量をさらに基準を下げるであるとか、そういったところであるんです。

これはほんまに国の法律ですけども、国会の周辺とか外国の大使館の周辺では、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律というものがあるんですね。例えば、こういった中に、これが例えば、市民病院であるとか、学校周辺であるとか、そういったものも含まれて、またこれとは別個の法律をつくって、やはり静穏を保持しなくてはならないというもの——法律を改正しなきゃいけないなら、それは国に対してもやっぱり要望すべきやし、何のための政令指定都市やというところもありますし、兵庫県がそれをやらないんであれば、国に対しても直接、やっぱりこういったことが神戸市内で起こって、実際、こうべ小学校の子供たちが声もかけられたり、怖い目にも遭っているということを鑑みて、しっかりと対応すべきであると思っておりますので、この辺り連携しますと言いながらも、結局、後手後手になっていると。なおかつ、下校ルートを変更しましたよ、変更しましたけどかなり迂回してたんですね。かなり迂回して、この夏に、くそ暑いのに、熱中症にもなりかねない子供たちをわざわざ歩かせて、あの人たちがいなければまっすぐに帰れたわけですよ。そういう存在がいたということが、それ自体でも子供に負荷もかかっている。保護者の皆様にも不安——当然ながらすぐに、家に帰った親御さんいる方もいれば、児童館に行く子もいれば、いろいろな子がいる中で、やっぱりそういったところに対しての配慮があまりにも学校側としても、教育委員会としても取っていただきたいし、ここはやっぱり今の後手後手の対応を踏まえたら、機会点は精査した上で国に要望していただきたいと思いますが、いかがですか。兵庫県は頼りになりませんので。

- 竹森教育委員会事務局長** おっしゃいましたような提案も含めてしっかり検討したいと思っております。

- 委員長（上畠寛弘）** お願いします。兵庫県議会も過半数が自民党であるけれども、全くこれについて対応しておりませんから、本当に何のためのあんたらやってんねんというふうには思いますが、ぜひ国に対して要望していただきたいということと、あとは、移動後の監視はお願いします。移動後もどれぐらい子供に影響あるかということは、よく考えていただきたいというふうに思います。

以前ちょっと、前回の委員会で質問させていただきましたけど、同調圧力について、赤い羽募金での同調圧力をやっぱり気にしたほうがいいんじゃないかということを言いました。御家庭によっては持ってこれない児童もいれば、お考えで持ってこない家もあれば、いろいろある中で——とはいえ集めたりしていると。あとは教員の負担、幾ら入っているか分からない、袋の中に、1,000円なのか100円なのか何か分からん、何ばか分からんけどもそれをそのまま横流しで渡すとしても——社協になり、赤い羽根基金なりに渡すにしても、やっぱり中身が分からない事務作業ということを考えたときに、同調圧力や強制的にならないもの、負担にならないもの、わざわざ私は配る必要もないと思っておりますが、この辺りについての検討結果はいかがだったのでしょうか。

- 田中教育委員会事務局部長** 先月の教育こども委員会での御質問を受けて、赤い羽根共同募金の窓口である社協、それから日本赤十字募金の窓口である福祉局とも協議を行いました。

福祉に関する教育内容との連携がある場合などを踏まえて、社会保障活動の啓発は継続するも

の、今後、学校園での募金袋の取扱いを、校舎の入り口や廊下など共有部分に設置して、必要な児童・生徒が持ち帰ることを原則とすることとしたいと考えております。

それから、募金の趣旨や使途などについても丁寧に説明いただくように依頼しておるところでございます。

赤い羽根共同募金については、9月中旬頃に資材がというようなことを聞いておりますので、9月初旬の小・中学校の校長会等で、先ほど御説明した取扱いの方針については周知したいと思っております。

ただ、学校では、例えば大規模災害などの義援金などの募金というような活動を児童・生徒の自発的な活動として行うこともございますので、そういった趣旨についても、ツムギノ等を使って、保護者に向けて、実施の趣旨などを丁寧に説明するというようなことも徹底していきたいと思っております。

御指摘ありましたように、集めたものをそのまま社協に渡す、または窓口を持っていくというようなことで、実際に現金を触るというようなことがなかったとしても、教員がそれをすべきかということも含めて、集められた募金の取扱いについては、各募金の主催者と今後も協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上畠寛弘） ぜひ、赤い羽以外にも、以前のやり取りでは、日本ユニセフ協会ですか、そういったところもあるということで、団体が信用できるかどうかは私知りませんが、日本ユニセフ協会という存在が。公益財団法人なのは知ってますけど、そういったところも何でもかんでも募金やったらいいのかとか、大義名分は素晴らしいものであったとしても、内訳はとか、使途はどうなんやということ、それぞれに説明をしなきゃいけないわけですよ。日本ユニセフ協会に関しても、わざわざ、赤い羽根は赤い羽根、赤十字は赤十字でそれはそれでもう分かりますけれども、言うてもユニセフの、国連機関のユニセフじゃないですよ、国連機関のユニセフのそこに対して募金集めてますと日本ユニセフ協会まで、そこまで協力する必要があるかというふうにも思います。だったら、何かよく駅前に何かいろいろおるのも、それも受け入れなあかんのかとなりますから、ちょっとここら辺の線引きをしていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○田中教育委員会事務局部長 実際、学校で実施しているものは、今おっしゃったように、赤い羽根、日本赤十字募金、ユニセフ募金というのも生徒の活動の中にはよく行われていることです。金額がどうかといえば、数的にはそう多くはないですが、実際の募金活動をしていることは事実ですので、今、おっしゃってくださったように、やり方等については、今後、検討してまいりたいと思います。

○委員長（上畠寛弘） よろしく願いいたします。こういったお金の話に関しては、ぜひここは気をつけてもらいたいところでもあります。

先ほど陳情の審査においても、いじめ等は、暴行・暴力・暴言等、これは犯罪であると。ゆえに証拠がない、言った言わないになるということと言うと、私は以前も一般質問でも申しましたが、防犯カメラの設置というものが教室や廊下においても必要だと思います。

なおかつ、教員が——これもほんまにここで言うのもあれやけども、報道にもされましたけども、男女の教員が学校内でいろんなところで性行為をやったんですね。中には廊下でもやってたというような報道も載ってるわけですよ。その性行為を。更衣室や教室で中やからいいやんとそうではなくて、廊下でもそうですけど、公然わいせつ罪にも該当しかねない。誰も見てなか

ったとしても公然わいせつ罪になるわけですよ。

なおかつ、今日、御報告ありましたけども、神戸市の教員が盗撮をしたと。これもどこで、学校でもやっている可能性だって否定はできないわけですよ。そういうことを平気でしてしまう人間が教員としていたわけやから。今もまだ懲戒は受けてませんから存在しているわけですけども、やっぱりそういったことを考えたら、防犯カメラの設置というものを入れたほうが、それはメリット・デメリットあるかもしれないですけど、メリットのほうが大きいと思うんです。

先生方の負担もそうやけども、やっぱりそういった犯罪被害に遭った生徒や児童が学校内にいたときに、迅速にこれが対応できる。記憶も曖昧になってくるし、先生方には捜査権もないんやったら、ここはやっぱりしっかりと防犯カメラの設置というものを考えなきゃいけないし、ましてや教員同士が公然わいせつで廊下で性行為をやったなんてことだって、防犯カメラがあったらすぐしょっぱけるわけですよ。処分自体は懲戒解雇ではなかったと思いますが、この人ら自体でも犯罪ですからね。ですからこういったことを考えたら、学校内でそういったことを行うような人間もいるということを踏まえたり、また、かつて須磨区の小学校において、カレーを目にかけたり、その動画も、私、記者から共有されて見ましたが、えげつないような教員同士の加害行為があったわけですよ。そういったことを踏まえても、やっぱり防犯カメラを設置すべきだと思いますが、この辺りの検討というものは、教育委員会においてどのような状況なのか教えていただけますか。

○竹森教育委員会事務局長 防犯カメラでございます。やはりいじめの関係、それから、御指摘ございました教員の非違行為、こういったことで、やはり一定証拠となり得るものでございます。当然ながらプライバシーですとか、そういったところには配慮が必要ですが、校内設置については、私どもやはり検討が必要と思ってございまして、今、何校かでもまずモデル実施のようなことができないかということで内部で検討を進めておるところでございます。

○委員長（上畠寛弘） ぜひこれは実現をしていただきたいと思いますし、ひいては、それが被害者、児童・生徒を救うことにもつながってくるかと思います。当然ながら抑止効果にもなるわけですね。

私もいじめの被害の相談があったときには——携帯というのは事前に申請か何かしなアカンとか、そういうふうに聞いてますけど、私その子に直接言うたのは、携帯電話を持って行きなさいと。録音もしなさいと。証拠にして、学校頼らんでいいから警察に行きましょうというふうな話もしてるんですね。だから、こういったことを本来なら、子供が本来のルールに基づけば、携帯電話を持ち込んじゃいけない中での例外を認めてるということやけども、そうじゃなくて、そんなことしなくても、守れるものがあるならば、防犯カメラで守れるものがあるならば、やっぱりそういった対応をぜひ、検討ではなく、実現に向けた積極的な動きをしていただきたいと思いますというふうに思いますので、教育長もぜひよろしくお願いします。教育委員の皆様にも共有して、至急実現してください。

この中で、監視カメラが必要ではないかといった具体的な事案があるのが、前回も外国人の方の児童の増加によって日本人児童に対しての影響ってどうかというふうに聞きましたが、実はここにもちょっと絡むことですが、小学校の段階において歴史的な教育があると。歴史教育の中において、日本が——教材かな、NHKのそういったオンデマンドとか、そういったものを取り扱ったときがあって、その際に、旧日本軍が中国に対して加害的な行為をしたと、侵略的な行為をしたと。それをもって、中国人の児童の方が、日本人全体がそういった——日本人児童に向け

て、こういったことを日本人はしたんやというふうなことを言ったそうなんです。それに対して、日本人児童が反論された。反論してまたそこでけんかになったそうなんですけども、これで私に御相談が来たのが、要は日本人児童側は怒られましたと。でも、これ怒られるのは、それは言ったら言ったで言い返したとしても、それを言葉として、汚い言葉とか傷つける言葉を言ったのは、それは怒られる、指導されるのは必要だったのかもしれないけども、やはり端緒で言うたら、日本人児童から聞いた話では、最初にそう言った——要は日本人児童ですから、日本人を含めて言われれば、自分のことも含まれて言われてるわけですね。でも、そちらの中国人児童に対しては何ら指導がなかったというふうになっていると。当然ながら言語のコミュニケーションにおいて、なかなかここで指導、教員としてなかなか難しいかなと思ったり、ちょっと引いてしまったような部分があったのかもしれませんが、それはやっぱり学校として、それは平等にやらなあかんわけですし、当然ながら言葉に対してコミュニケーションに課題があったとしても、当然ながら指導しやすい日本人の児童にだけ指導して、叱って、そちらには叱らないという、そういったこともよくないわけなんですけども、だからこそ、そういったやり取り、いざこざがあるんやったらもう監視カメラなり、音も取っといたらええやんと思うんですよ。だったらそれやったら言った言わないにならないから。そこら辺りの対応について、これはどうすべきやったと思うかということ、きっちりこれは平等に対応すべきやと思いますので、この辺りの教員のリソースの不足もあれば、あえて避けてしまっているようなところが、心理面であるのかもしれませんが、この点についてもぜひ考えていただきたいと思います。前に聞いたのは、外国人児童に対してこういうサポートをしますと言ってましたけども、実際に、日本人児童に対してのケア、これはあくまでもけんかや言った言わないの中のいざこざの中の話なんですけども、学習において、外国人児童に対して限られたリソースが、言語というものが間に挟まるわけですから、さらに必要になってくるわけですね。その分には日本人児童に対してのサポート、教育がおろそかになっていないか。この辺りのほうの外国人児童のサポートにばかり目が向けられがちですけど、それによって日本人児童は大丈夫なのかどうかということもしっかり目を向けるべきだと思いますが、この辺りいかがでしょうか。

- 福本教育長** 先般、私も本会議で答弁をさせていただきましたが、渡日間もない外国人へのサポート体制を日本語ひろばという形で紹介させていただきました。当然、その子供たちには、一定の配慮なり、労力がかかりますが、今、委員長御指摘いただきましたように、日本人が迷惑かったりとか、そこで学習がおろそかになるかとか、そういうことがないようには当然配慮していきたい。そのように考えております。
- 委員長（上畠寛弘）** いざこざに関しても、指導に関しても、先生がもう僕らに対してはやらんと、こっちやったらもう言葉が通じにくいから、そういうふうに指導しなかったんやというふうに思われて、不平等の対応をしてしまったということにもならないように、ここもちゃんとしていただきたいと思います。ここはいかがですか。
- 福本教育長** 外国人の子供たちの問題というのは、実は今最近始まったわけではなくて、私の若い頃でしたら、例えば、ポートピープルでありますとか、中国残留孤児の問題とかありまして、クラスにもいたんですね。ちゃんとそういうとき、歴史教材を扱うときは配慮する。ちゃんと説明をする。やっぱり子供たちにとってそういうことがトラブルの元にならないようにというのが、我々教員がやるべきことでありますので、今、リソースの問題とか教員の質の問題とかあろうかと思いますが、先ほどの例を挙げていただいて、結果として子供たちがもめるということについ

ては、やはりそのやり方が間違っていたと思いますし、きちんとその辺は配慮しながら、子供たちが適正に授業に参加できるように配慮していかなあかんと思っております。

○委員長（上畠寛弘） お願いします。

自衛官の関係でございます。

教職員出身の組織内議員が、国会でちょっと自衛官になる人は、あまりその、何ていうかな、そこまで裕福ではない方が多いというような発言があって、それが報道もされました。

こういったことを、また、学校現場でもそういったことがあるんですよみたいなことを言って、指して、日教組という教職員組合の組織内候補がわざわざ国会で発言して、報道もされて問題になっているわけですけども、神戸市内でも、私も浅井議員もですけど、自衛隊家族会の仲間としていろいろお話も聞いて、神戸市内にも自衛官のお子さん方はいらっしゃるわけですよ。やっぱりそういったことが不適切な発言、教員出身の参議院議員がああいうことを言ったこともよろしくないことではありますし、なおかつ、やっぱり自衛官になりたい、希望したいというような児童・生徒がいた場合に、それを阻害するようなことがあってはならないというふうに思うんですね。ですから、この辺りは平等にきっちり進路指導においても、進路先として、ここは平等に担保できているのかとか、あとは、市長も含めて兵庫県の地本——自衛隊、兵庫県の協力本部の任命、市長と自衛隊の両名の委嘱によって自衛官募集相談員というものになっている議員も結構いるんですが、この辺り考えたときに、学校とかに御相談というか進路指導として、こういった選択もあるよというふうにパンフレットを置きたいんですけども、どうかなといったときに、なかなかそういった機会はないですとか、断られてしまった例もあつたりとかいうふうに聞きますので、この辺りも含めて、自衛官になりたい子たちも当然いるかもしれないし、魚崎のほうでは、トライやる・ウィークで阪神基地隊に御協力いただいた例もあつたりとか、それをきっかけにやっぱり自衛隊に対しての理解も進んだりということもあつたりもしますし、この辺りについての教育委員会として、変に不当な差別的なことを自衛官に対して言っていたきたくないのは、これ当然として、進路指導において、そういったものを判断するのは子供たちで、当然ながら親御さんもいるわけやから、その中で判断すればいいんですけども、その選択肢としてもとともこういった自衛官やからちょっと、あえて軍人にするのはみたいなことを変に思ってパンフレットを置かないとか、自衛官募集相談員とか自衛隊が協力してくださいと言ったときに、そういった学校案内さえも置かないということはないようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○田尾教育次長 ただいまの御指摘ですけれども、おっしゃるように、そういった差別的なことがあってはならないというふうにももちろん承知をしております。現在も高校における進路指導等で自衛隊の採用情報なども、ほかの企業や事業所からの情報と同じような取扱いをしておりますし、子供たちが自発的に情報を取りたい、取ろうとする、そういった進路指導室といったところで、ほかの企業と同じような扱いをしておりますので、決してそういったことが神戸市内の中学校も併せて行われているとは思っておりません。ただ、もしそういったことがあれば、きっちり指導してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（上畠寛弘） ぜひお願いいたします。

最後です。

給食が無償化されるということで、質と量の担保ってどうなるのかということの御不安の声がかなり入っております。神戸市はそもそも地産地消もしっかり進めて、なおかつ中国産食材についても、心配やった分も、これもゼロにさせていただいたりとか、様々取り組んでいただきました。

ただ、やっぱり量も少ないとかそういう声が、育ち盛りには少ないんじゃないかという声もあったりとか、やっぱり無償化になったからといって一律に質が下がるのであれば、それは何の意味もないというふうなお声もありますから、この辺りに関してのきっちりとした食育の観点も踏まえて、量と質の担保、ここもしっかりやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○**藤井教育委員会事務局副局長** 今、委員長から御指摘もいただきました、給食の量、それから質でございます。これについては、文科省の摂取基準というのがございますので、今、小学校でしたら中学年で1食当たり650キロカロリーという基準を設けてますので、その基準に沿って献立を作成しております。個々学校におきましては、献立に沿って、栄養価に沿って、メニューをつくっておるところでございます。

それが、先ほど別のところでもありましたけども、教室に運ばれて、食器に盛られて、食事を取っているわけですけども、実は残食が出ているのも事実でございます。この辺りについては当然お子さんですので好みもございます。ちょっと量を減らしたりとか、そういったことも出て、食缶に残る場合もあるんですが、しっかりその辺りは、教員のほうで、お代わりの希望であるとか、その辺りも個人差に対応する形で残食のないように。それから、もう少し食べたいというお子さんについては対応しているところでございます。

一方で、小学校におきましては、これはちょっとお尋ねになかったところかもしれませんが、小学校の副食は今2品が原則になっておるんですが、3品用意するようなメニューも徐々に増やしてきておるところでございますので、こういった形でメニューの内容の充実、それから、見た目とか、その辺りも踏まえた給食の内容の充実、これは無償化になったからといって停滞することのないように、逆行することのないようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○**委員長（上畠寛弘）** ありがとうございます。質もお願いしますね、地産地消の。

なおかつ、給食が話題になったら、これは芦屋市も含めてやっぱりすばらしいことだなと思うんですけども、SNSの発信、これはすばらしいことだとは思うんです。なるべく知ってもらおうと。ただ一方で、これがマイナスにもなりかねないということで、こんなちょっとなのかと、私も実は学校給食会の投稿をリポストして、むしろそういう厳しいお声が出たんですね。私はそのときには、兵庫県産のタマネギとかも使ってもらっているし、こうやって地元のお野菜も、県内のお野菜も使ってますよという宣伝の意味で私はリポストしたけど、こんなちょっとしか量がないとか、何て貧相なんやみたいなの、そういった印象もあったので、もちろんきれいに映すのも大事ですし、それが実際に提供されてるものと一致するのも大事ですけど、やっぱりこの辺りも考えて、意味のあるPRということも考えて、なおかつそこをちゃんとこれだけの量を出しますというのは同じにした担保も取ってくださいね。

以上です。よろしくお願いします。

○**副委員長（萩原泰三）** それでは、進行を委員長と代わります。

○**委員長（上畠寛弘）** 他に御質疑なければ。

○**委員（村野誠一）** 先ほど委員長から歩道橋の件で、私の動画についてちょっと御紹介いただいたけども、本当に視察で現場に行って、見事に絡まりました。私あんまりXとか詳しくないんだけど、44万回とか。多分なんかそれぐらい表示されているのかね。見ていただいたら分かると思うけれど、先ほどから委員会でも、私、表現の自由とか、言論の自由とか、それから政治的な主張。これはどなたでも政治的な主張は自由にやっていただいたらいいと思うんです。ただ、特定の個人に対して、執拗なつきまとい、そして、私が受けた行為というのは、威圧とか、威嚇と

か、暴言、それから脅迫、そういった行為。

そんな中、私がずっと、最終的には県警本部の中に入って、彼らは県警本部の敷地には入ってこないわけですがけれども、その間、教育委員会の、名前は言いませんけど担当の課長、それから係長さんもいらっしゃったかな、建設局の、先ほど申し上げたけれども道路の課長、決して愉快ではなかったと思いますけれども、あの騒然とした状況の中で毅然とした態度で私に寄り添っていただいて。私、車を止めているところに、彼らに車のところまでついてこさせたくなかったの、県警本部の敷地に入っていた。そこでちょっと時間を潰したわけだけでも、でもう私1人で車に戻ろうかなと思ったけれども、最後までついてきてくださいました。だから本当に教育委員会の担当の課長、係長、道路の課長には改めて敬意を表しておきたいというふうに、感謝を申し上げたいというふうに思います。

それと、余談だけど最後に、先ほどもちょっとあったけれど、解釈の部分で、本当は道路交通法上でも歩道橋の上のあれだけのたくさんの方々がいるというのは、団体というか、先ほど集会と委員長からも話あったけれども、どうも県警の解釈としては、トクリュウじゃないけれども、個人個人が勝手に集まってきてるんだという、まさに個人という解釈をしてるんです。だから、団体であれば、事前に許可申請とか、そういうものが必要になってくるんだけど、個人がばらばらに、ただし、現実的にはSNSで呼びかけられていて、だからこれも昔あり得なかった、このSNSの時代、想定されていなかった。こういったこともやはり制度が劣化しているということだろうと思いますから、しっかり先ほど言ったように、どこかがきちんとやらないといけない。県がやるのか、県がやらないんだったら神戸市が条例化をしっかりとって、神戸の子供たちを守るということ、よろしくお願いしますというふうに思います。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 御答弁を求めてください。要望は困ります。

以上でよろしいでしょうか。

（なし）

○委員長（上畠寛弘） 他に御質疑がなければ、教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

この際、次のこども家庭局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開しますので御了承願います。

（午後 3 時39分休憩）

（午後 3 時47分再開）

（こども家庭局）

○委員長（上畠寛弘） それでは、教育こども委員会を再開いたします。

これより、こども家庭局関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第209号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の中西さん、発言席へどうぞ。

なお、陳述に当たっては、関係児童のプライバシー等に十分に配慮していただきますようよろしく願いいたします。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 西区の中西です。

過去、神戸市の課長と臨床心理士の案内で、神戸少年鑑別所に3人で出向き、少年鑑別所の業務内容の実態と、神戸市の業務内容の実態を比較したいきさつがあります。

少年鑑別所は、法律を遵守し、個人の尊厳を重視し、入所者のそれぞれに個別の専門的更生方針、育成があり、個別の清潔な生活空間があります。入所者を通学させていません。

神戸市と少年鑑別所の業務内容の大きな格段の違いは、神戸市は、毎年毎年長年にわたり、組織的・計画的に公然と憲法、法律違反を繰り返し、こども家庭局・福祉・財政・教育委員会・監査が共謀し、何よりも、逆境体験・虐待の連鎖・PTSD・障害特性等の児童に必須業務の医学的・心理学的・教育学的・社会学的及び精神保健上の根拠ある判定・指導・支援を省き、児童福祉司を配置せず、指導・ケアを省いた児童を、ケア職員の配置を省いた。年齢・男女混合・集団雑居、隷属支配生活をさせ、業務資格のない職員の虐待加担の現場を、逆境体験・虐待の連鎖・PTSD・障害特性等の児童に、日常的に目の前で目撃させていた。

組織的・計画的虐待・加担、憲法違反の違法送致、無効、監禁、通学させず、人権侵害、診断基準や専門的知識・技術に基づく判定・指導・支援を省き、必須の児童福祉司の配置を省き、調査・検証・記録を省き、児童を虐待加担、犠牲にし続けた動機は、国庫補助金をだまし取り続けていたことや、違法・犯罪・不正監査の証拠隠滅です。公然と捏造答弁を繰り返した。調査・検証の記録がない。何よりも、通告と告発と自首がない。証拠隠滅・犯人隠匿した。憲法・地方自治法・地方公務員法、そして児童福祉法を遵守すべきだった。

外部専門的第三者委員会を設置し、神戸市の組織的・計画的逆境体験・虐待の連鎖・PTSD・障害特性等の判定・指導・支援省き、虐待加担、憲法違反の違法送致、無効、監禁、不登校措置、人権侵犯、不正監査、調査・検証・記録省き、証拠隠滅、犯人隠匿について、長年にわたる行政責任・社会的責任を示してください。

加藤鮎子大臣に内容証明郵便を出し、大臣が施設を視察した経緯があります。

以上。

○委員長（上畠寛弘） 口頭陳述は終わりました。

次に、陳情1件について当局の説明を求めます。

○丸山こども家庭局長 こども家庭局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、陳情第209号につきまして御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

陳情の要旨に記載されている事項について、1. 法律上の根拠に基づき児童相談所、施設に入所させた全児童の診断・治療・支援の実態等について、外部専門委員会設置による調査・検証を行うことですが、外部専門委員会設置による調査・検証については、児童相談所や児童養護施設等は、年1回、所管課による実地監査をしており、支援記録等を確認しているところです。

また、児童虐待により施設入所措置を行う場合は、全児童について、外部の有識者で構成され、施設措置等を審議・検討する機関である権利擁護部会に支援の状況等を報告し、措置方針につい

て御意見をいただいております。

次に、２．法律に基づき入所及び退所させた全児童に根拠ある診断・治療・支援を行うことですが、施設入所児童については、児童福祉司による社会診断、児童心理士による心理診断を全児童に実施するほか、必要に応じて児童精神科医による医学診断を行っており、一時保護児童については、これらの診断に加え、児童指導員・保育士等による行動診断を行った上で支援方針を決定しております。また、治療が必要な児童については、医療機関で受診する等、適切に対応しております。

さらに、施設退所後や一時保護解除後であっても、個別の状況に応じて施設職員や児童相談所職員が面談やカウンセリングを継続するとともに、関係機関と連携し、支援を行っております。

以上、陳情第209号につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上島寛弘） 当局の説明は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、陳情第209号について質疑を行います。質疑に当たっては関係児童のプライバシー等に十分配慮していただきますようお願いいたします。

それでは、陳情第209号について御質疑ございませんか。

○委員（吉田健吾） すみません、私から数点確認させていただきたいと思います。

本件陳情は、一般論的な対応を求めている陳情だと認識しておりますが、具体的な個別事案を基にしたものとも思われます。本件陳情者は、当該個別事案において対象とされる児童の親権者に当たるのか。また、親権者の同意を得て陳情がなされているのか確認したいと思います。

○仲田こども家庭局副局長 まず、本件に関しましては、個人情報保護の観点から、当該児童やその御家族等の個別の状況についてお答えすることは差し控えさせていただきたいと考えております。

ただ、過去に同一人物と思われる陳情者から提出されました陳情におきまして、陳情者本人は、当該児童の親権者とは別人であると読める記載がなされたと認識しているところでございます。

○委員（吉田健吾） すみません、もう１点。

元となった事案から一定期間が経過していますが、対象となる児童が18歳となり、成人をしている可能性も否定できないと思っておりますが、本人の同意を得て陳情がされているかどうか確認できますでしょうか。

○仲田こども家庭局副局長 まず、個人の年齢につきましては、お答えのほうは差し控えさせていただきたいと考えております。

また、本陳情に当たりまして、本人の同意を得て提出されたものかどうかは我々としては承知していないというところでございます。

○委員（吉田健吾） ということは、本人が提出したものではないという認識でいいのでしょうか。

○仲田こども家庭局副局長 そのように認識しております。

○委員（吉田健吾） 私からの確認は以上とさせていただきます。

○委員長（上島寛弘） 他に御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 説明もあった、まず、一般論というか事実の問題でいいんだけど、児童相談所に入所した場合の診断とか治療とか支援というのは、どういう段階でどう行われるのかということをやっと具体的に示していただけないかなと思っています。例えば、入所したすぐ後

にやるのだとか、退所の際にやるのだとか、退所後もこういう感じでやるのかとか、ちょっとその辺り教えていただけますか。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 児童相談所のほうに相談があった場合につきましては、まず、一般的には受理会議というものを開催しまして、その相談に対する支援方針というのを決めていきます。その上で、我々こども家庭センターのほうには、児童福祉司、児童心理士、そのほか児童精神科医等が配置されておりますので、それぞれが社会診断・心理診断・医学診断等を行った上で、その世帯に対する支援方針というのを決定していくという流れになっていきます。その相談の流れの中で必要というふうに判断をすれば、一時保護等を行って、さらに行動診断というのを行っていくということになっております。

それらの社会診断・心理診断・医学診断・行動診断等を合わせまして、その世帯に対する援助方針というのを決定します。その援助方針に基づきまして支援を継続していくと。場合によっては在宅のまま支援を継続していく場合もありますし、ケースによっては、施設入所等の判断というところを行っていくというような流れになっております。

○**委員（味口としゆき）** 例えば、診断するとか、治療する、支援するというのは、それぞれ専門家がやるということですね。資格のない人がやるわけではないですね。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 児童福祉司、児童心理士等、それぞれ要件が定められておりますので、それぞれの要件に見合った職員をちゃんと採用・配置しておりますので、これらの職員が専門的な見地から診断等を行っていき、その診断に基づいて援助方針を決定していくということにしております。

○**委員（味口としゆき）** もう1つは、権利擁護部会に報告ということなんですが、この部会は、外部の専門家で構成されていて、独立性があるというふうに考えてよろしいですか。

○**仲田こども家庭局副局長** 外部の委員で構成されておまして、医師ですとか、学識経験者、弁護士等々で構成されている部会でございます。

○**委員（味口としゆき）** この部会はどういうタイミングで開かれるのかな。いろいろあると思うんだけど、どういうタイミングでこういう部会というのはやって、監査するというか調べるんですか。

○**仲田こども家庭局副局長** こちら児童虐待事案の審議・検討を行う権利擁護部会でございますが、それぞれの虐待を受けた、児童虐待の疑いのある児童を施設に措置する場合に当たりまして、この部会のほうに諮りまして、支援状況とかを諮りまして、御意見をいただいた上で入所のほうを行っておるところでございます。

○**委員（味口としゆき）** 最後にしますけど、この陳情者が関係している方については、部会への報告とか結果というのは教えてもらえるもんなんですか。

○**仲田こども家庭局副局長** 個別の事案についての御回答は控えさせていただきたいと思いますが、一般的な手続にのっとっているものと考えております。

○**委員長（上畠寛弘）** 他にございませんか。

（なし）

○**委員長（上畠寛弘）** 他に御質疑がなければ、この際、こども家庭局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○**委員（菅野吉記）** それでは、質問させていただきたいと思います。

実は前回の委員会でも、高校生等通学定期券補助制度においてや、申請期限内に申請できなかった

た方への対応について質問させていただきました。

その際に、2025年度分が申請期間終了後になって制度に気づき、問合せをされた方が、5月末時点で延べ180件に達しており、また、制度スタート時の2024年度においても同様のことが発生していたことが分かりました。そのことを受け、2025年度分だけでなく、2024年度分の通学定期券補助についても申請期限内に申請できなかった方への対応を求めたところ、局長からは検討する旨の答弁をいただきました。

そこで、今後の対応をどのようにお考えいただいているのか御見解をお伺いしたいと思います。

また、2026年度以降は、申請期限内にも漏れなく申請できるよう取組を見直す必要があると考えることから、御見解をお伺いいたします。

以上です。

○丸山こども家庭局長 高校生通学定期券補助制度の申請期限に間に合わなかった方からのお問合せにつきましては、前回の常任委員会でも複数の委員からも御意見をいただいたところでございますが、2024年度、2025年度、2年間にわたりまして、無償化しない無料化の制度拡充から2年が経過しているんですけれども、やはり間に合わなかったというお問合せを多くいただいているということは、私どもも課題と認識していたところでございます。

本制度は、対象者からの申請に基づきまして、市が審査及び交付決定した後に、補助金の請求権が生じるものですが、申請するまでの過程におきまして、審査期限の設定ですとか、周知方法に改善の余地があったのではないかとというふうに考えております。前回の常任委員会の後、複数の委員からも御意見をいただきまして、その後、局内でも改めて検討しました。申請期限内に申請した方々との公平性ですとか、申請期限の意義が薄れる懸念というのでも踏まえまして検討しましたが、今年度に限り、令和6年度、7年度の定期券について、申請期限を過ぎた方の申請を改めて受け付けることとして考えたいと思っております。

今後、広報の準備も進めまして、可能な限り早急に受付を実施できるように努めたいというふうに考えております。

また、申請期限が年度当初の多忙な時期と今年度も重なっていたということから、今回間に合わなかった方からの御意見としましても、年度初めの忙しい時期だったとか、4月中に多くの方からの御連絡をいただいたということも踏まえまして、令和8年度以降、申請期限を4月下旬まで延長するというのと同時に、申請期限の周知の強化も併せて図っていきたいというふうに考えております。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。すごく前向きに御検討いただいたということで、ということはもう実施していただけるということで、ありがとうございます。

そういうことと、本年度以降の対応にしても、丁寧に周知をしていただけるということで今御答弁いただきましたのでありがとうございます。

その中で、令和6年、7年——2024年、2025年度の漏れた方に関しましても、やはりこれから周知をしていっていただかなあかんと思うので、その辺のスケジュール感、本当にしっかりと考えていただいて、受付のほうもししっかりと対応を考えていただきたいというふうに思うんですけど、そのスケジュール感というのは、ある程度、おおよそ決まっているんでしょうか。その点だけ教えていただけたらありがたいです。

○丸山こども家庭局長 詳細は急ぎ詰めていきますけれども、大体周知のほうは8月から9月の間に周知を図りまして、個別で連絡先をお伺いしてる方もいらっしゃると思いますので、その方には個別

連絡を差し上げるというふうに考えております。申請受付は8月、9月、周知の後の秋頃、10月、11月頃に申請受付ができればというふうに考えておまして、その後、審査・交付という流れになるかと思っております。詳細はもう少し詰めていきたいと思っております。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。そういった形で進めていただけたらありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

あと、もう1点ちょっと質問ございまして、本年に入って、児童館の運営をめぐる相談が会派のほうに寄せられております。それは、利用ルールが説明のないまま変わり、子供が声を上げて、それを受け止める先が運営する側の中にしかなかったという内容でした。過去の会議録を調べると、2023年10月に東灘区の児童館で館長が免職処分、2024年には、西区の児童館の館長のハラスメントが取り上げられ、同じ構造の問題が繰り返されてきました。過去の教訓を仕組みに変えるため、2点お伺いしたいと思うんですけど、まず1点目は、運営協議会の設置についてであります。児童館ガイドラインは、子供や保護者を構成員とする運営協議会等の設置と定期開催を定め、こども基本法第11条は、意見反映の措置を市に義務づけております。当局自身も2023年6月の本委員会で、モデル事業で子供の意見を取り入れ、児童館の運営やルールづくりに取り組みますと答弁されております。現在、公設児童館115館中78館については、保護者代表が運営委員となっていると聞いております。全館に子供・保護者が構成員に入り、意見を聞いて運営に反映する会議体を置くべきと考えますが、当局の見解をまずお伺いいたします。

○若杉こども家庭局副局長 まず、児童館の運営協議会についての御質問をいただきました。

運営協議会につきましては、国の児童館ガイドラインにおきまして、児童館活動の充実を図るためということで、子供のほかに、児童委員・社会福祉協議会・児童館等を拠点とする地域組織活動等の地域組織の代表者・学識経験者・学校教職員・保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聞くというふうにされております。

本市におきまして、運営委員会という呼び名でございますけれども、全児童館において設置しておまして、毎年6月頃に開催をしているところでございます。

委員会におきましては、児童委員や児童館周辺の自治会及び婦人会などの地域組織、また、先ほど申し上げましたような学校組織や保護者等により構成されているもので、前年度の事業報告や当年度の事業計画などを協議し、児童館の充実を図っているというところでございます。

子供の参加についての部分でございます。

児童館によっては、運営委員会の開催時間というのはそれぞれ異なるところでございますが、運営委員が参加しやすい平日の午前中に開催されるということが多く、また、協議内容も多岐にわたるということで、子供が運営委員会自体に参加することは現時点では課題が多いのかなというふうに考えております。

一方で、児童館、子供のための施設でございます。その運営に子供の意見をしっかりと聞き取り、反映していくというのが何より大事だというふうに考えております。

そのため、多くの児童館では、ガイドラインに沿って、子供の主体性や自主性が育まれるような工夫をし、意見形成の支援や意見反映を行っているということで、具体的には、主に小学校高学年の児童を中心にこども会議を組織し、日々の遊びを通じて、おもちゃの使い方であったりとか、児童館のルールを相談して決めたりということや、またイベントの企画運営なども自分たちで考えて実施したりというようなこともしております。

また、意見を表明することが難しい、苦手な子供さんもいらっしゃいます。そういった方には、

リクエストボックス、いわゆる意見箱ですけれども、そういったものを設置したりしまして、その意見箱の意見を通じて本を買ったり、また、遊具を購入したりというようなことにも反映しているということでございます。

そういった取組につきましては、先ほど申し上げました運営委員会の中で、取組の共有と、また意見交換というようなこともしているというところでございます。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。

そしてもう1点、2点目というのは、第三者の仕組みについてということです。

2024年3月の本委員会では、館長が調査票を受け取る仕組みでは改善が図れないと局長も認められておりました。しかし、同年5月の本委員会では、特に動きはない、第三者評価は検討してまいりたいとの答弁でした。2024年12月改正のガイドラインも、第三者評価の受審、第三者委員の設置と周知を求めています。あれから2年でありましても、第三者評価の受審と第三者委員の設置・公表を全館・全法人に求めるべきと考えます。あわせて、館や法人を通さず声を届けられる、本人に結果が返り、不利益を受けない仕組みを児童館と学童保育に横断して整えるべきと考えますが、現在の検討状況をお伺いいたします。

○若杉こども家庭局副局長 児童館における第三者評価についてでございます。

児童館、また学童保育の運営状況につきましては、やはり子供が利用する施設、その特性に鑑みまして、第三者の目が入る第三者評価は非常に重要であるというふうに考えております。

現在でも、外部の有識者から構成される指定管理の評価委員会におきまして、毎年、事業のアンケート調査なども踏まえまして評価を実施しているところでございます。また、館が実施している先ほどの運営委員会でございますけれども、その開催によって運営委員である地域組織等の目が入っているというところでもございます。

また、館運営をしている中で、苦情であったりとか要望、そういうことをお聞きする機会よくございます。そういったものへの対応といたしまして、指定管理者が外部の弁護士等を第三者委員に指名しまして、解決のための体制を整えているといった、そういった事例のほか、また一般的な本市への電話相談であったり、ホームページからのお問合せ、そういったもの、また毎年実施しております利用者満足度調査を通じまして、利用者の声を伺う体制は整えているところでございます。

御相談内容によっては、館や法人を通さず、個人の情報、プライバシーをしっかりと守りながら、相談者が不利益を受けないように配慮しつつ結果を返しているところでございます。

いずれにしても、引き続き勤務されている方の意見もしっかりと受け止められる、また、利用者、保護者の意見をしっかりと受け止められるような仕組みづくりについては、検討し、またその周知についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。確かに前進をいただいているところも間違いなくあるということでありますし、今後の残された部分の課題に関しては、改めてまた質疑をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく、残された分はまた進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（平田 正） よろしく申し上げます。

先月の6月5日に、私、昨年末の一般質問でも御紹介させていただきました金融経済教育推進機構というJ-FLECというのがございますが、こども家庭庁のほうから、各都道府県・指定都

市・中核都市の放課後児童健全育成事業担当部局担当課に向けて、J－F L E Cの講師派遣につきまして、放課後児童クラブの事業者に対しまして、J－F L E Cの活用を推進するための周知の通達が回っておったかと思えます。

本市こども家庭局におかれましては、どのような取組で実施されたのかお聞かせ願います。

○若杉こども家庭局副局長 金融経済教育についての御質問ということでございます。

お金の価値であったりとか、適切な使い方、また、社会の中での役割というものを、この金融経済教育の中で学ぶことができるということで、児童が将来の経済的自立に向けた準備を整えていく上では重要な取組であるというふうに考えております。

本市の児童館におきましても、金融機関における出張講座のほか、例えば、絵本を使うなどしまして、児童がお金について考える学習会を開催している児童館もございます。また、児童館からは、そういった取組によりまして、子供たちなりに意見を述べて、お金に関する知識を吸収し、蓄えていっているように感じるという御意見もいただいております。

御質問の中にありましたJ－F L E Cでございますけれども、今年度、本市の児童館の中でも自主事業としてその取組を予定している児童館もございます。

通知の件につきまして、令和8年6月に、J－F L E Cの講師派遣について学童施設へ周知するよう国から事務連絡がございました。これにつきましては、各館に共有をしたところでございます。

金融経済教育につきましては、J－F L E Cを初めとした様々な団体が様々なプログラムを提供しているところでございます。そういった内容につきまして、研究しながら、また、今後の取組についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（平田 正） ありがとうございます。

J－F L E Cに私、問い合わせましたけれども、6月末以降で中央区・西区・垂水区・須磨区・灘区の学童から、夏休みで実施してほしいという申出が実際にあったそうです。恐らく通知を出された後、そこまでちょっと把握されてないかと思ったのでお伝えしたんですが、今までになかった動きだと思いますので、周知出された効果が一定あったんじゃないかというふうに思っております。

それと、今回、この通達の中には、平日だけではなくて長期休暇の中でも積極的に使ってくださいというJ－F L E Cの意向もこども家庭庁向けにあったと聞いております。

滋賀県では、学童でJ－F L E Cの活用が非常にアクティブに行われているという事例も私聞いております。

たまたまですけど、明日、本庄児童館でJ－F L E Cの講義を実施させていただきますが、こども家庭局さんも御見学をいただけるということで、ありがとうございます。1度御見学いただきまして、横展開も図っていただくいい機会になるかと思っておりますので、引き続き、息の長い取組になりますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（さとうまちこ） お願いします。夏休み期間のみの学童保育の受入れについてです。

本市では、保護者からの声を踏まえ、夏休み期間のみの学童保育の受入れを令和6年度に20施設で開始し、7年度には54施設、本年度は103施設まで広げているのは評価しております。

ただ、ガイドライン基準に比べて人数に比較的余裕のある施設で受入れを進めていることから、

過密な状況にある施設は当面の間、受入れが難しい状況が継続すると想定されます。

私自身、市民の方より、自分の校区でも夏休み期間のみの学童保育の受入れを実施してほしいとの声を聞いていることから、各小学校区でどの程度のニーズがあるのか調査し、特にニーズの多い校区では、地域交流センター等の一時利用により実施施設などを増やしていくなど、対策をしてはいかかと思いますが、お伺いいたします。

- 若杉こども家庭局副局長 夏休み期間のみの学童保育の受入れにつきましては、令和6年度から対象施設数を拡大しながら取り組んできているところでございます。

受入れ施設の拡大に当たりましては、委員からございましたように、ガイドライン基準に比べて比較的余裕のある施設のほか、既に実施していた夏休み学童において、他校区からの利用があった場合、その他校区における学童施設であったり、これまでに開設の要望があった施設にも働きかけを行ってきたところでございます。

対象の拡大に当たりましては、指定管理費用の加算を行うほか、また令和8年度からは学校を利用する際の物品にかかる費用の支援を拡充することで、103施設まで拡充してきたところでございます。

受入れを行うために必要なスペースにつきましては、まず、夏休みに授業がない小学校の利用促進が有効であるというふうに考えております。その上で、地域交流センターの活用について御提案をいただきました。受入先を検討するに当たりましては、児童館との距離など総合的に考慮しながら候補施設を選ぶということになってまいります。子供たちが安全に十分な活動スペースを確保できることから、体育館等を利用できる小学校の活用を基本としているところでございます。

しかしながら、ニーズという部分もございますので、地域交流センターも含めまして条件が合う施設があれば、柔軟に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 委員（さとうまちこ） ありがとうございます。時間が短くても働かれている保護者にとっては非常に切実な願いで、今、近くの児童館でも来てくれるなというようなことを言われるそうなんです。ぜひその辺り、受入れを柔軟にできるようにお願いいたします。

次に、ボラっとほいくの運用についてです。

今年度の新規事業として、保育士養成校に通う学生、高校生等が有償ボランティアを通じ、保育の現場を体験する、ボラっとほいく事業が開始しますが、現在、参加者を募集中で、実際のボランティアは9月15日から年度末まで実施することとなっております。

学生が現場の実態を知る非常によい取組とは思いますが、せっかく意欲のある高校生以上の年代の方が参加されるということなので、中学生のトライやる・ウィークよりもさらにブラッシュアップすべきと考えますが、いかがでしょうか。

- 若杉こども家庭局副局長 ボラっとほいく事業、今年度からの新規事業ということで実施するところでございます。実施の経緯でございますけれども、例年、先ほどございましたトライやる・ウィークを中学生の方を受入れをするということで、市内の保育園や幼稚園で受入れをしているところでございます。活動を終えた中学生の多くが、園児との遊びや交流が新鮮で楽しかったであったり、将来、保育士となってこの園に戻っていきいたいというようなことを先生方も聞いているということで、先生方を通じてお聞きしているところでございます。

昨年8月に神戸市保育人材確保協議会を立ち上げたところでございますけれども、養成校や施

設の代表者からは、こうした中学生の保育士への憧れや夢をより強く確立して就職や進学につなげるためには、高校生等を対象とし、保育の楽しさや魅力を感じてもらうことを第一としつつ、保育の現場や保育士の専門性も知ってもらう体験機会の提供が必要ということで、この事業を立ち上げたところでございます。

そういった経緯もございますので、まず、養成課程の実習とは異なりまして、職員と一緒に保育計画を立てるというところは考えておりませんが、まず、楽しみをしていただくというような、そんな取組にしていきたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） すみません、ちょっと部分をはしょって。例えば、保育士は、週単位・月単位・年単位、しっかり保育指針に基づいて保育計画を立てております。また、その計画と一緒に説明していただいて考える中で、また新たな気づきがあるんじゃないかなというふうにも思っています。ただ単に子供と遊んでかわいかったというだけではなくて、保育士の、毎月、新譜を覚えて、ピアノを弾きながら、子供たちと歌いながら乗せていく。休み時間なく掃除や行事の準備をしていることなど、現場の大変さを理解いただいたほうが、就職するイメージもしやすくなると思います。これちょっと楽しんでいただいて、楽しいで終わったなというような体験になってしまうのは非常にもったいないと思うんですね。そして、園によっても内容に格差ができるんじゃないかなというふうに思っています。さらっとするところとか、あと雑用だけさせられたりとか、差し障りの仕事だけということでは、私はあまり意味がないというふうに感じるんですね。ですので、こちらはやっぱりある程度、保育士の本当の仕事内容というのを共有していただきたいというふうに思いますし、実施後も保育士の現場のアンケートもしっかり取って、現場の方の意見もしっかり聞いていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 先ほど内容のほうまでちょっと踏み込んで申し上げたところでございます。

実際、受入れをする施設によって様々ばらつきがないようにというのは大前提かと考えております。協議会におきましては、高校生の受入れに際しての留意事項をまとめました施設向けガイドラインというのを作成いたします。その中で、保育の仕事の魅力が感じられる内容として、積極的に受け入れた方にお声がけをするというようなことであったり、また、保育園・幼稚園で働く姿をより具体的にイメージできるよう、子供や現場の保育者と関わる場面を増やす。そういったことや、活動後、助言やコメントをフィードバックするというようなことを通じまして、子供との遊びや交流による楽しさだけではなくて、専門職としてのやりがいや仕事としての魅力に直接触れていただき、就職するイメージを持っていただくというような工夫も行っていきたいと考えております。

いずれにしても、ボラっとはいく、今年度新規事業ということでございますので、今後、御提案ありましたように参加者へのアンケートであったり、また、施設からの意見も踏まえながら、就職につながる体験内容となるよう、実施をしながら改善にも取り組んでいくと、そういう形で進めていきたいと思っております。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。やはりしっかりと細部まで理解していただくことが、世間一般的に保育が非常に難しい職種であることということと、まだまだ報酬も足りないということを理解していただく一歩になるべきだと思いますので、その辺りはやはりやっていただきたいというふうに思います。

次に、神戸市内に所在する他都市の所管施設ではありますが、先日、児童養護施設に入所する

複数児童の口座から無断で現金を引き出したとして、施設の元職員が逮捕される事案が発生しました。神戸市の所管施設でも同様の事案が生じないように取り組むべきと考えていたところ、本市では、現在、所管する児童養護施設等の各施設に対し、児童手当等の取扱いに関する緊急点検を行い、神戸市への報告を求めていると確認しました。

施設に入所している子供たちの大切なお金が勝手に使われるということはあってはならず、迅速に対策していただいているのはよいことだと思いますが、引き続き適正に対処していただき、万が一不適切な金銭管理等が発覚したら、これは厳正に対処していただきたいと思います。

その報告書というのを見せていただきましたが、こちらも施設名、担当者というのが、書かなければいけないんですよね。こちらに関しても書きたい方は担当者名を書けばいいかと思うんですが、より広く全ての職員に、施設名は書いていただいて、本当に赤裸々な報告をしていただきたいと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○仲田こども家庭局副局長 まず、委員御指摘の事案につきましては、報道により承知しておりますが、本市の所管施設ではないため、報道されている以上の内容については把握していないところでございます。

先ほど御指摘いただきましたように、本事案を受けまして、今月、所管する児童養護施設等に対しまして、児童手当を含む入所児童の預り金の管理状況について、改めて点検をするようお願いしたところでございまして、24日を報告期限とさせていただいておりますが、現在、25施設中14施設から御回答いただいております、今のところ問題については確認されておられません。

先ほど御指摘ありました、今回の緊急点検についての依頼の中で、施設名と担当者を御記入いただくこととさせておりますが、これは問題があった職員のお名前を伺うとか、そういった趣旨ではございませんでして、本件窓口の担当のお名前を書いていただくという趣旨で設けている欄でございますので、その辺りにつきましては、引き続き、事案が万が一発生した場合については、適正に対処していきたいと考えております。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（村野誠一） 先ほど他の委員から、高校生の通学定期——ちょっと私、ごめんなさい、手洗いでちょっと立ってしまったので、最初から最後まで答弁きちんと聞けてないんですけども、私、過去に本会議でも取り組ませていただいて、280名、救済も市長が答弁していただいて、救済が決まったわけだけど、そのときは、期限内に申込みをして、その意思を示したけれども、当局との手続がe-KOBEでもたもたしたり、当局側から確認したいことがあったりとかということで、最終的にその期限を過ぎてしまって、諦められてくださいみたいな形で当局から言われて、それについて、あまりにもひどいじゃないかということで、救済すべきでしょうということで、当時はそれで救済していただいたわけですね。

この制度、とにかく市長肝煎りで、高校生の通学定期無料と銘打って、全国初とやってるわけですね。しかし、実際にこの申請主義をずっと続けているがゆえに、はっきり言って不細工やと思いますよ。遡及はしますけれども、局としてこのスキーム、市長が高校生の通学定期無料というものを決めて、我々も予算を議決して、どういうふうに執行していくのかというのは皆さんが組み立てていくわけだけど、実際に確かにこうやって議員から指摘があつて、改善するというのは、議会としての機能が働いているわけですから、それはそれで結構なことなんだけれども、しかし、そもそもこども家庭局としてどんな制度を——これはやっぱり議員から指摘されないと分からないのかとか、局の中で何でこんなところ結果的に。本来であれば、今後、周知してい

きますと先ほど答弁あったけれども、1年、2年目、3年目と周知も強化されているはずなのに、今まで何をやってたんですかと。誤解のないように言いますけど、救済されることはもう当然私も歓迎しますし、そうすべきだと思いますよ。だから、以前私も平場では言ってなかったけど、当局とやり取りをさんざんしたときに、これは金額が——私が相談を受けた方も8万円ぐらいになるわけです。要らないという方、いますかという話なんですよ。

だから、高校生通学定期無料なんだから、そもそも全員、基本的に申請ではなくて、全員に行き渡る制度をつくれないうのかと。今回も、それに限って、今年に限って2か年遡及で、じゃあ来年また漏れる人、本当に大丈夫なんですかと。来年漏れた人は、やっぱり期限に漏れてますから諦められてください。いやでも市長、高校生通学定期無料って言ってたじゃないですか、いやいや申請主義なんでみたいだね。でも、今回は救済する。前年度も遡及で救済する。だからちょっと抜本的にこの申請というものを变える。だからきちんと全員に、高校生の通学定期無料を受けたいという方には、少なくとも漏れなく全員にきちんと行き渡る制度、そういう制度設計に来年になるのか。それともやっぱり、人数は減ってます、4月下旬まで伸ばしましたから、やっぱり漏れた方が出てくるのか。だから皆さんどういう方法を来年度考えておられるのか。その方法を取れば、漏れる人はいなくなるのか。申請主義を脱却した全員に行き渡る制度ということは考えられないのか。この辺についてお伺いしたいと思います。

○丸山こども家庭局長 高校生定期券補助ですけれども、委員からも、昨年度も、一旦申請をいただいた方の分の御指摘をいただいて、期限内に一旦申請をいただいた方で不備があった方、間に合わなかった方については、今年度、そういった方も含めるという形で進めてまいってきたわけです。

この無料化をして、制度構築から2年たちます。昨年度も170件ほどの間に合わなかった方からのお問合せをいただいておりますので、各学校、高校等への周知のお願いを強化してはきたんですけれども、やはり7年度分におきましても180件ほどの間に合わなかった方の御意見があったということで、我々、この制度を構築する際には、様々な観点で議論を重ねてまいりました。ただ、やはり様々周知をしたり、先ほど議員からもありましたけれども、申請しない方も、制度は知っているんだけど申請をしないという方も少しはいらっしゃるんじゃないかと思います。

申請をしていただいたことで、また、審査決定をした方が、初めての請求権を有するというような制度でございますので、周知は広くして、この申請に基づいて補助を受けたいと思われる方には、多くの方に情報が行き届いて、申請し、補助金を受け取っていただくというふうにはしていきたいと思っておりますが、やはり申請をしていただくという行為が必要になりますので、全員に漏れなくということがどこまでできるのかというのは、限界はあるかもしれませんが、周知の強化、より行き届く周知に——高校のほうにもお願いしたり、中学を卒業時点でも、中学3年生、それから、高校に入学した際等もしておりますけれども、今回、ポスターも見直し、申請期限をもう少し目立つような形で、年度当初、また、申請前の年末に大きな周知は2回しておりますけれども、そういったことも考えたいと思っております。

誰にでも皆さんにという制度というのは本当に難しいのではないかとというふうに我々考えておりまして、定期券を買った方、また、ルートが学校に認められたとおりになっているのか、また、途中で通学状況がどうなのかということの確認も必要ですので、全体を通して今のスキームができていますのでございますけれども、様々御指摘をいただいているところで、その際には改善できることがないかというふうに、この間、検討してまいっております。

今回は、８年度から申請期限を４月下旬まで延長します。その詳細なその後の対応につきましては、まだこれから、先月、御意見をいろいろいただいたり、我々自身も従来から多くの方から間に合わなかったお問合せもいただいていることは課題認識しておりましたので、もう少し詳細を検討してまいりたいと考えております。

○委員（村野誠一） あかね、最終的にはどうしても申請主義というものは取らざるを得ないということであるならば、今回、４月下旬というのが申請の期限、来年度そうしますということですよ。むしろ、通年で申請の期限を設けなかったらどうですかという感覚になりますね。あかね、局長がおっしゃったように、事例として、参考までに知りたい。だから、要は制度は知っていた。知ってるけれども申請しない。そのお金を受け取らない。それはどういう方がいらっしゃるんですか。

あかね。過去にこども家庭局、子育て支援で他都市がこういうことをやってる、ああいうことをやってると。明石なんか、家まで、例えば、おむつを持ってきてくれる。おむつを持ってきてくれて、要りません、おむつ持って帰ってくださいと。私のところは要りませんと。それはいるのかも分かりません。私は絶対だとか言いませんけれども、そしたらいただきますと。

だから、今回の、高校生の通学定期、これは金額も１人１人違いますけれども、１００円、２００円の話ではないというふうに一般的には思うわけですね。定期ですから。それを仮にもらえると、楽にというか、きちんと高校生の通学定期は無料にしますと神戸市は言ってるわけですから。要りませんという人いるんですかね。どういう人が申請をしないと、知ってるけれども申請をしないと、もらわない選択をすると、どういう方ですか。

○丸山こども家庭局長 理由のところまででどれぐらいいらっしゃるかというのは正直分かりかねるところではございますが、我々もどこまでが対象者数か、転出入もございますので、正確に数値を把握したり、その理由まで把握するというのは難しい状況です。

○委員（村野誠一） もう一遍周知を強化しますと。だから今まで、今回はこれを救済するということは、周知が足りなかったということでしょう。皆さんだから周知を強化します。だから周知が足りなかった。当局が、我々に責任があるんですと。知らなかった、該当する方が悪いんではないですと。我々の周知が行き届かなかったということは、来年度以降も、知らなかった、４月以降であったとしても、４月下旬以降であったとしても、知らなくて申請できなかったという方は救済すべきだと思いますよ。知らなかったんだから。

だから私は、具体的に皆さんが言ったように、私は高校生の通学定期無料というふうに銘打っている。最終的にはその基準を満たさなかったらもらえませんが、あなたはもらえない人ですと。それは基準を満たさないから。しかし、知らなかった、だから期限を遅れてしまったということはないようにしなければ、私はならないと思うんですね。今回のような趣旨で救済をしていくということであれば。やはりこれは本来、だから申請主義を私はなくして、権利がある方に関しては、全ての人に行き渡るべきだと思ってますから、その辺についてはどうですか。知らなかったと、下旬以降も。

○丸山こども家庭局長 １点、申請していただくには期限が必要だと思っております。

周知については、公立高校以外にも私立、様々な個別の保護者への通知手段があるというふうに思いますので、これまでは各校にお願いしていたような周知方法に加えまして、個別でそういったＩＣＴを使ったような発信の仕方があるのであれば、そういったところまで、どんな周知の方法をしていただいたかというふうな確認も必要ではないかなというふうに、今、話をしている

ところではございます。

ただ、今年度限りにおいて、昨年度・今年度分の申請を受け付けるんですけれども、いずれにしましても、どのような要件でというのは、やはり制度周知はほぼされているんですけれども、個別の理由につきましては、一定の申請期限の周知をいたしますので、どこかで期限を切らざるを得ないというふうに思っております。

定期券購入に生じたいろんな通学ルートの変更等もございますので、そういったことも詳細にお伝えして、これは今年度に限ってやりますけれども、今後、申請期限が切れた方については、救済しないというふうな周知も併せて強く発信してまいりたいと考えております。

○委員（村野誠一） これについては最後にしますけど、だから少なくとも知らなかったということがないようにはしてくださいよ。知らなかったら申請のしようがないんだから。知らないあなたたちが悪いんですと、知らなかったあなたが悪いんですと。私たちはこんなことをやりましたけど、あなたたちが知らなかったのが悪いんですということがないように、やはりしっかりと周知だけは、もともと私だって期限というものは、何でもそうです、世の中に申請期限というものがあって、だから私も前回、少なくとも期限内に意思を示して、その方々に対して救済はやっぱり常識的な範囲だろうということで申し上げたけれども、今回のような形を取るのであれば、それは本来のベストです。だから申請主義じゃないほうがいいわけですから、そういった意味での公正性。前回も副局長、公正性ということもおっしゃってたけれども、知らなかった方、前は救済されてるじゃないか。知らなかったんだ私は、今回も知らなかったと。知ってて申請しなかったんではないということが出てきた場合においては、しっかり私は救済すべきなんではないかなということだけは申し上げておきたい。だからそういうことがないように、来年度は全ての権利者というか、高校生の通学をさせている保護者の方々にしっかりと行き渡るようにしていただきたいと思います。具体的な強化については、しっかり考えていただきたいということを要望させていただいて、次の質問をします。続けていいですか。

○委員長（上畠寛弘） どうぞ。

○委員（村野誠一） 先日、須磨区の妙法寺小学校の校区での学童について、地域の役をやっておられる方から、過密なんだと、何とかしてもらいたいということを、私ともう1人議員いましたけれども、要望をその場で受けました。どういう方から要望を受けているかというのは当局には伝えています。地域で責任がある立場で、地域の支援をさせていただいている方です。

それで、事前にどういう状況になってますかというのをメールで資料いただいたけれども、一般的なガイドラインの範囲内ですということですね。例えば、妙法寺のコーナーは、220平米なんですかね、これ。常時利用の地域交流センターも含むと書いてある。それで、その数字でいくと、ガイドライン基準は144名で、現在は93名利用していると。

私一遍、これも現場に足を運んで視察したいと思っているけれども、ガイドラインというのは、これ以上超えたら過密ですよという、私の認識では、これ以上超えたら駄目ですよという、かなり、何ていうのかな、ガイドラインの基準であれば、すごく子供たちが健やかに伸び伸びと学童で放課後を過ごすことができるスペースですよというガイドラインではないですよ。それを超えたら、さすがに実害が出てきますよ。だからそれを超えないようにしてくださいねという数字なんですよね。ちょっとそのガイドラインの考え方をまずお伺いしたいと思います。

○若杉こども家庭局副局長 まず、国の定めている面積基準がございます。その上で、神戸市におきましては、ガイドラインを設けまして、より広いスペースで児童が過ごすことができるように

ということで基準を設けているというところでございます。

この基準につきましては、児童が学童の場で健全に、また安心して過ごせるようにするためのスペースというふうに認識しております。したがって、この基準を超えるような児童を受け入れているという場所であれば、それが損なわれるという心配を我々としてはするということで、そのためにはまた新たな場所を確保していくと、そういったことをしていくための基準というふうに認識しております。

○委員（村野誠一） ちょっと分かりにくかった。たしか国の基準よりも何か神戸市は独自のガイドラインでちょっとゆとりを持たしているということですかね。例えば、ちょっとこれすごくざくとした言い方やけどちょっと確認します。

○若杉子ども家庭局副局長 村野委員の認識のとおりです。

○委員（村野誠一） 国の基準よりはゆとりは持たせているけれども、このガイドラインの、例えば上限、神戸市のガイドラインの上限であれば、それはもう今言ったように、健やかにというか、伸び伸びと子供たちが放課後、走り回るか、何をするかにもよるんだろうけれども、そういう空間、1人1人の面積というふうに認識されているんですか。

○若杉子ども家庭局副局長 このガイドライン基準の中で過ごしていただくということで、その基準については、今委員からございましたように、伸び伸びと健やかに過ごしていただけるスペースということでの基準ということでございます。

○委員（村野誠一） なるほど。私、ごめんなさいね、先ほど申し上げたように、実際の現場をまだ見ずに、要望を受けて、事前にやり取りと、ここで今、質疑してますから。そうすると、過密で困っているんだ、何とかしてほしいという方々の声って、その方々の認識というか感覚がおかしいということですかね。

○若杉子ども家庭局副局長 妙法寺小学校のコーナーについての具体的な御質問でいただいておりますので、その点につきまして経緯で申し上げますと、妙法寺児童館につきましては、過密対策ということで、令和7年度——昨年度ですけれども、妙法寺小学校の中に妙法寺コーナーを開設いたしました。これによって、本来、過密状態は解消されるというところではございましたけれども、昨年開設をした段階で、保護者の御希望も聞きながら、児童館なのか学童コーナーなのかというところで分けをするわけですが、御希望を聞いてその対応しようとしたところ、やはりコーナーよりも、児童館の利用の希望の方のほうがいらっしゃったというところで、ちょっとうまく、子供たちの児童館とコーナーの割り振りがうまくいかなかったというところで、少し一部のところで過密感が生じてしまったというところがございます。

今回、令和8年度につきましては、保護者の方にも事前にお知らせをいたしまして、学年で分けまして、適切な人数に収まるように、それぞれ収まるように割り振りをしまして、現時点においては、それぞれの施設が基準を上回るというようなことはないという状態です。

ただ、やはり人間、感覚の部分もございますので、昨年来の経緯であったりとか、ガイドラインの中に収まっているとしても、その中で走ったりする子もいたりするでしょうし、元気な子供が多いという中では過密感を感じる場面もあるかもしれません。その辺りの感覚の部分については、それぞれの施設によって若干異なるところもあるかと思います。

○委員（村野誠一） よかったです。過密やと感じておられるその保護者側がおかしいということを明確に答弁されなかったから、ちょっと安心しましたけれども、要は、皆さん大体全てそういうような対応されているか分かんないけど、それはガイドラインを満たしています。ガイドライ

ンを満たしていますからというね。そうではなくて、やはり物理的にどうしても、この妙法小学校にしたって学校自体がもう過密ですから、仮設の校舎を建てて対応しているということは理解しています。

ただし、ガイドラインを満たしているから、だからいいんだではなくて、市長は——確か久元さんのときだったと思うけど、別の局で恐縮だけど、建設局なんかでも、当時は外灯の設置というのが何メートル置きというふうに決まっていたわけですよ。だから、住民の方々が暗いと言っても、いや、基準を満たしています。何メートル置きに間隔としてきちんとここは設置されています。だから、あなたが暗いと思う感覚がおかしいんですみたいなね。そんなことまではっきり言ったかどうか分からないけれども、しかし市長は、感覚、体感治安とか体感照度とか体感、市民がそう感じていると。暗くて不安だとか。だから本当にその保護者とか、それは全ての、今言ったようにそれぞれの方々の主観というのはありますけれども、そういう市民の声の感覚というものも、どう考えても客観的に見て、これを狭いと考えるのはおかしいでしょうということはあると思うんだけど、ガイドライン満たしていますからではなくて、やっぱり生の現場の声、そういうものをやはり、酌みとっていただいて、より子供の放課後の環境改善、ガイドラインは満たしているけれども、だからもう何もしましませんではなくて、仮に他に余剰のスペースがあるんだったら、そのスペースもそういう場所に活用していくとか。全てにおいてできるところできないところありますけれど、そういうふうに私は対応していただきたい。ガイドラインを満たしているから、ちょっとだから心ない対応に移ってしまうんじゃないかな、聞こえてしまうんじゃないかなというふうに思うんですね。その辺いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 ガイドライン基準につきましては、先ほど来申し上げたとおりの考え方でございますけれども、ガイドラインの満たしている施設でも子供たちが伸び伸びと過ごせるようにということで、外遊びの場ではある近隣の公園に連れて行って、一緒に行って、遊んで、発散をしていただくというようなことであったりとか、あと、また近隣の施設等々を一時的に利用するというようなことなどもしながら、子供たちができるだけ安心して過ごせる場所を学童の場で実現していきたいというふうに考えております。

○委員（村野誠一） これでやめておきますけれども、とにかくガイドラインありきではなくて、より子供たちにとって過ごしやすい放課後の場所、しっかり考えていただきたいということだけお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（上畠寛弘） すみません、先ほどちょっと児童館における金融教育に関する質疑の後、児童館で委員御自身が講師を務められる予定である旨の御発言がございました。質疑の内容につきましては、委員御本人の御判断を尊重すべきものであるというふうに考えてございますが、一方で、委員会運営の観点から、委員御自身の事業などに関わる懸念もあり、そのような事項の取扱いについて整理が必要となる可能性もございます。

つきましては、本件の取扱いの在り方について、後刻、正副委員長において協議させていただきたいと存じます。

他に御質疑がなければ、こども家庭局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

では、そのまま意見決定を行いますので、お待ちください。

○委員長（上畠寛弘） それでは、これより意見決定を行いたいと思います。

まず、陳情第209号について各会派の御意見をお伺いいたします。

では、自由民主党さん。

○委員（浅井美佳） 自由民主党としては、本陳情は不採択といたします。理由を述べさせていただきます。

本陳情は、個別事案を端緒として、施設入所児童全般に係る支援及び検証体制の在り方を問うものであります。当会派としても、児童1人1人の権利と安全を守り、必要な支援を適切に行うことは、行政が果たすべき極めて重要な責務であると認識しております。

一方で、提出資料からは、当事者本人や親権者等の意向を確認することができず、個別事案を基礎として、制度全体に問題があると評価することについては慎重であるべきと考えます。

本市においては、法令に基づく診断・治療・支援及び検証体制が既に整備・運用されていることから、当会派として、本陳情は不採択といたします。

○委員長（上畠寛弘） 次に、公明党さん。

○委員（菅野吉記） 陳情第209号は、不採択を主張いたします。

施設入所児童については、全児童に対して児童福祉司などによる必要な社会診断・心理診断を行い、必要に応じて児童精神科医による医学診断も行われ、一時保護児童においては、児童指導員・保育士等による行動診断を行った上で支援方針が決定されています。

また、治療が必要な児童については、医療機関に受診するなど、適切に対応していると聞きます。

さらに、施設退所や一時保護解除後であっても、個別の状況に応じて、施設職員や児童相談所職員が面談やカウンセリングを継続して行うとともに、関係機関と連携し、支援を行っているとも聞きます。

また、外部専門委員会による調査・検証については、現在、児童相談所や児童養護施設等で年1回、所管課による実地監査を行い、支援記録等を確認しており、さらに、児童虐待により施設入所措置を行う場合は、全ての児童について、大学の学者や弁護士など学識経験者、福祉等関係団体の代表など第三者の外部識者で構成される神戸市市民福祉調査委員会の権利擁護部会にて支援の状況等を報告し、措置方法について意見を聴取しているとも聞きます。

以上のことを踏まえ、必要な対応が行われていると考えることから、陳情第209号は不採択とさせていただきます。

○委員長（上畠寛弘） 次に、日本維新の会さん。

○委員（平田 正） 日本維新の会は、打切りを主張いたします。

本陳情については、既に調査を実施し、外部有識者で構成される権利擁護部会にも報告した結果、そのような事実は確認されなかったと認定されております。その後、新たな事実は確認されておらず、現時点で新たな判断を行うことは困難であると考えます。

現在、当該児童は、既に成人に達していることから、御本人の意思を十分に尊重し、御本人が相談や支援を望まれるタイミングを大切にしながら必要に応じた支援が継続されることを望みます。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 次に、日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は、打切りを主張します。

しかし、繰り返し出されている陳情でもありますので、陳情者の思いに寄り添った対応をしていただくことを強く求めますが、態度としては打切りとします。

○委員長（上畠寛弘） 次に、こうべ未来さん。

○委員（かじ幸夫） 209号に対して、陳情の要旨に対する当局の説明並びに取組内容、これら全てを了という立場で不採択を主張します。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 次に、新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 新しい自民党は、打切りです。

私自身、前年度もこの委員会で、この陳情を何度も何度もこの方の陳述を聞いて、質疑もさせていただいて、そのときに申し上げたのは、先ほどもちょっとあったけれども、新たな事実——これは個別の事案に基づいて出されている陳情ですけれども——新たな事実が出てこない限りは判断ができないということを何度も申し上げて、打切りをさせていただいておりますけれども、今回も新たな事実があるわけではありませので、打切りとします。

○委員長（上畠寛弘） 次に、上原みなみ委員。

○委員（上原みなみ） 審査打切です。

理由は、1つ目の外部有識者で構成する権利擁護部会が虐待なしと判定しており、2つ目は、診断・治療・支援についても適切に対応できていると当局が説明していることから、審査打切です。

○委員長（上畠寛弘） 以上のように、各会派の御意見は、不採択、審査打切の2つに分かれてございますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について、採否を決するかどうかについて、お諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（上畠寛弘） 可否同数となりましたので、委員長裁決とさせていただきたいと思います。

以上のように、本陳情の採否を決することには賛成と反対の方が同数となりましたが、委員会条例第14条において、委員会の議事は、可否同数の場合は委員長の決するところによるとされておりますので、本陳情につきましては、委員長といたしましては採否を決することと決定いたします。

では、次に、採択または不採択の採決をいたします。

本陳情について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手なし）

○委員長（上畠寛弘） 挙手ございません。

よって、本陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第214号について各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん、どうぞ。

○委員（浅井美佳） 自由民主党としては、打切りといたします。理由を述べさせていただきます。

まず、御家族が声を上げられた背景にある御心痛を重く受け止めております。口頭陳述では、教育委員会や学校の対応に対する強い不信感も示されました。

個別の発言や事案については、事実確認が必要ですが、重大事態の対象を広く捉える中で、初動を各学校に委ねるのではなく、教育委員会との意思疎通を徹底し、学校が対応を誤らない体制を構築する必要があると考えます。

そのためには、新たな条例を制定するよりも、平成31年以降見直されていない現行方針を時代に合わせて改定し、教育委員会と学校の連携、初期対応、警察との連携等々の強化を含めた運用の実効性を高めることが重要と考え、本陳情は打切りといたします。

○委員長（上島寛弘） 次に、公明党さん。

○委員（菅野吉記） 陳情第214号は、審査打切を主張いたします。

いじめは全ての児童・生徒に関わる問題であり、学校生活の中で生じ、児童・生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題であります。そのため、いじめを根絶すること、そして、いじめが発生した際には、適切に対処することが極めて重要であることは論をまちません。

その上で、まず1つ目の陳情項目である、被害児童・生徒または保護者からの申出による重大事態認定の自動認定の義務化については、被害を受けたとされる児童・生徒、保護者から重大事態の申立てを受けた場合、いじめ防止対策推進法及び国のガイドラインに基づき、原則として重大事態が発生した可能性があるものとして対応し、市長へも報告が行われている。

2つ目の第三者委員会の首長部局への設置については、いじめ防止対策推進法第28条及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、重大事態への対処は学校の設置者またはその設置する学校側が調査を行うものとしてされており。また、同法第30条では、教育委員会は、重大事態の調査結果を首長へ報告しなければならないと規定されており、第2項では、首長による再調査の規定が設けられている。このような立法趣旨に照らすと、重大事態の調査委員会を首長部局に設置することは適当ではないと考えます。

3つ目の調査プロセスの期限設定については、議案には複雑なものや多数の関係者が関わるもの、長期間にわたるものなど様々あり、調査に必要な時間は事案ごとに大きく異なります。そのため、一律に期間を定めて調査結果を出すことは適当ではないと考えます。また、陳情項目の1のように、申出による重大事態の自動認定を認めることとなれば、多数の調査を一定期間内に実施しなければならない事態も想定されます。その結果、調査員の確保が困難となり、調査の信頼性を担保できなくなることも懸念されるため、適当ではないと考えます。

4つ目のいじめ隠蔽・不作為に対する厳格な処分については、条例等で定めるまでもなく、いじめ防止対策推進法では、いじめの事実があると思われるときは、通報その他の適切な措置を講ずる義務が課されております。そのため、これに違反した場合には、当然の法理により、地方公務員法上の懲戒処分の対象となり得ることから、新たな規定を設ける必要は低いと考えます。

以上のことから、陳情者が提起する問題意識は理解できますが、提案内容については、現行制度との関係から適当とは考えられません。

しかし、神戸市のみならず全国に目を向けると、現在も重要ないじめ事案が相次ぎ、重大事態の認定や公表の在り方について様々な議論が行われております。今後も国の動向を注視していく必要があることから、本陳情については、審査打切といたします。

○委員長（上島寛弘） 次に、日本維新の会さん。

○委員（平田 正） 日本維新の会は、陳情第214号一部採択を主張いたします。

1 番目については、重大事態発生時の首長への報告や調査の実施については、既にいじめ防止対策推進法及び文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて手続が進められていることから、審査打切といたします。

2 番目については、重大事態調査における第三者性及び中立性の確保は重要であると考えますが、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいては、事案に応じて学校または教育委員会が調査主体となり、調査・対応を行うこととされています。学校及び教育委員会による調査に問題がある場合などは、必要に応じ、公正・公平かつ中立性が確保された第三者委員会を設置できることから、審査打切といたします。

3 番目については、開示状況は、個人情報保護法に基づいて実施され、法律の範囲内での裁量となっております。一方で、迅速な対応と調査の透明性向上により、ありのままの事実解明を実現するべきであると考え、被害児童や保護者の求めに応じ、自治体は現行法の範囲内で最大限の情報提示に努めるべきであると考えます。採択といたします。

4 番目については、いじめの隠蔽や不適切な対応は決してあってはならず、児童・生徒や保護者の信頼を著しく損なうものであり、不透明な調査運営が深刻な結果を招き、調査結果により被害者側が孤立しない仕組みを整える必要があると考えます。教職員及び管理職は、いじめ防止対策推進法や関連法令に基づき適切に対応する責務があり、行為の隠蔽や重大な不作為が認められた場合には、事実関係を十分に確認した上で厳正に対処するとともに、再発防止を徹底することが重要であると考えことから、採択といたします。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 次に、日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は、審査打切といたします。

まず、口頭陳述にありました、管理者がいじめ防止対策推進法を知らないとか、ガイドラインは法律でないから守らなくてよいということについては、教育委員会からも答弁ありましたように、きちんと調査もして、正していただきたいということを要望します。

同時に、陳情者の、いじめは命に関わる問題であるというのは本当にそのとおりですし、子供さんの置かれている状況に心を寄せた対応を教育委員会には強く求めたいと思います。

同時に、いじめ防止対策推進法に基づく厳格な対応を行うこと、第三者委員会についても客観性があるものなど、このことを強く求めて、陳情については打切りといたします。

○委員長（上畠寛弘） 次に、こうべ未来さん。

○委員（かじ幸夫） こうべ未来は、審査打切を主張します。

陳情者が口頭陳述されました、いかなるいじめ被害も出さないと、このことについては、会派としても意を同じくするところです。

一方で、陳情者がこの要旨で求めている条例制定の具体的な内容について、例えば、議員提案・市長提案・市民提案、いずれを想定しても、この4項目全てを盛り込むことについて、これはやはり慎重に議論するべきと考えます。

陳情者が実際に受けているとされていた事案についても陳述がありました。これについては、特に児童の思いに寄り添って、教育委員会並びに学校としてより丁寧に対応されることを申し添えて、審査打切を主張します。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 次に、新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 新しい自民党は、採択を主張します。

村野誠一がこの陳情について当局とやり取りしたのを参考にしていいただいたら、理由はいいか
なと思いますけども、このままの全ての条文というか内容は、条例化では無理ですけれども、こ
の陳情者の趣旨ということはもう大いに理解できますから、工夫をすれば条例化は可能ですので、
先ほちょっとあったけれども、条例化をして、実効性をさらに担保していくということ。数字
についても、28年から令和6年で3倍にもなっているということもありますので、しっかり取組
を強化すると、市民にも改めて分かっていただくということは大事なかなと思いますので、採択を
主張いたします。

○委員長（上畠寛弘） 上原みなみ委員。

○委員（上原みなみ） 陳情214号に対しては、審査打切を主張します。

理由は、本件において、いじめ重大事態に該当する被害児童の保護者からの訴えであることか
ら、心中を察するとともに、教育委員会として真摯に対応すべき問題だと認識しています。

ただ、陳情趣旨1. 重大事態認定を自動化すると、国のガイドラインから見て、重大事態でな
い事案との差別化ができなくなり、重大事態だからこそ取り組むべき調査等の優先順位がなくな
ることで、これまで以上に時間がかかることが予測され、陳情趣旨3の調査プロセスの期間設定
という迅速な調査にも逆行する結果になりかねません。そのほかの趣旨も、教育委員会からの説
明を了とすることから、審査打切です。

○委員長（上畠寛弘） 以上のように、各会派の御意見は、採択、一部採択、審査打切に分かれて
ございますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りい
たします。

まず、本陳情について、採否を決するかどうかについてお諮りをいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（上畠寛弘） では、本陳情は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切です。

以上で、意見決定は終了いたしました。

○委員長（上畠寛弘） 本日、御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

（午後5時13分閉会）